

## 平成25年第2回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年6月24日（月）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年6月24日（月） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年6月24日（月） 午後 4時03分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番、山田 顯君 9番、森永 勉君

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大野 幸孝
副 町 長	網野 真
総務企画課長	手塚 恵一
生活福祉課長	大野 樹
産業振興課長	藤谷 亘
建設水道課長	佐々木 孝幸
出納室長	大館 光晴
教育次長	村上 芳二
給食センター長	（村上 芳二）
高校事務長	松崎 輝幸
スポーツセンター長	上村 政美

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	藤谷 亘
議事担当係長	野戸 英二

平成25年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

平成25年6月24日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 3番、山田 顕君 9番、森永 勉君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6	委員会報告 第2号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第7	委員会報告 第3号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員会報告)
第8		追跡質問
第9		一般質問
第10	議案第1号	知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について
第11	議案第2号	知内町子どもいじめ防止に関する条例の制定について
第12	議案第3号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案第4号	知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の制定について
第14	議案第5号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第15	議案第6号	平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第16	議案第7号	平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第17	議案第8号	平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について
第18	議案第9号	知内介護保険条例等の一部を改正する条例について
第19	議案第10号	知内町債権の管理に関する条例の制定について
第20	議案第11号	知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の制定について
第21	議案第12号	知内町暴力団排除条例の制定について
第22	議案第13号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第23	議案第14号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第24	議案第15号	知内中学校スクールバスの購入について
第25	議案第16号	知内町土地開発公社の解散について
第26	議案第17号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第27	報告第1号	平成24年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第28	選挙第1号	知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第29	意見書案 第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第30	意見書案 第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2,014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について
第31	意見書案 第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について
第32	意見書案 第4号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について
第33	意見書案 第5号	平成25年度北海道地方最低賃金改正等に関する意見書の提出について
第34	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

## ● 開会宣言・開議・議事日程

### ◎ 議長（伊藤政博）

平成25年第2回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

既にご案内しておりますが、6月からクールビズになっておりますので、また、会議中、暑ければ上着を脱いでも構わないと思っておりますので、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、山田顯君及び9番、森永勉君を指名します。

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について (委員長報告)

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。議会運営委員会は、去る6月19日に開催されており、委員長からその内容について

て報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成25年知内町議会第2回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。  
平成25年6月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

2ページをお開きください。

議会運営委員会報告書。平成25年知内町議会第2回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年6月24日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

1. 会議開催の状況。開催日、6月19日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員はなし。説明員なし。事務局、村上・野戸。
2. 会期について。今定例会の会期は、6月24日から25日までの2日間としたい。
3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。
4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告3件、議案17件、報告1件、選挙1件、意見書案5件、議長発議1件である。
5. 一般質問について。一般質問通告者は、別紙のとおり2名で3件である。
6. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり5件である。
7. 議長諸報告・説明委員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わりました。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告のあったように進めて参ります。

---

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、本日から明日25日までの2日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日25日までの2日間と決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成25年第1回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。

平成25年第2回知内町定例議会を開催するにあたりまして、行政報告を申し上げます。第1回定例会以降、今議会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、北海道河川環境整備促進協議会の要望活動であります。5月の15日に北海道開発局、北海道庁へ、5月の28日に国土交通省北海道局へ、北海道における河川の保全と水と緑豊かな生活環境の創造のため、生物の生息に配慮した川づくり等について、副会長という立場で、各市長、町長と一緒に要請活動をしたところであります。要請内容については、別紙で配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に第2点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成25年第2回臨時会が3月の26日に開催され、議案第1号の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第2号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算については、提案どおり可決されたところであります。補正の内容でありますけれども、し尿収集運搬業務委託料を84万3千円減額し、また、松前消防団費用弁償を20万8千円の追加をしたところあります。また、第3回臨時会が5月の30日に開催され、北空知圏学校給食組合の加入に伴う議案第1号の北海道市町村総合事務組合規約の変更と議案第2号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、提案どおり可決されたところあります。また、議案第3号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、提案どおり可決されました。補正の内容でありますけれども、福島町の災害対策特殊ポンプ自動車購入費3,128万円、松前町の小型動力ポンプ積載車購入費223万円、同じく消火栓更新工事負担金として260万2千円の追加であります。

次に第3点目でありますけれども、千軒岳頂上付近の沢の土砂崩れによる知内川本流の濁水状況についてであります。先般の議員全員協議会においても説明をさせていただきましたけれども、桧山森林管理署との対応で心配な点がありましたことから、6月の18日に北海道森林管理局に出向き、早急な濁水対策と抜本的な対策について

要請をしたところであります。津元局長、それから、平野計画保全部長、林治山課長に対応していただき、まず、優先して濁水対策の工事に着手をします。そして、崩落箇所の調査を早急に実施して、抜本的な対策を講ずるとの回答をいただいたところであります。なお、本日、桧山森林管理局から濁水対策工事については、21日に工事契約を締結したという旨の連絡もいただいたところであります。なお、水質検査の結果は、今、検査中でありますので、結果次第、直ちに関係機関への情報を提供させていただければと思っております。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告は終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について  
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 総務文教常任委員会委員長（谷口康之）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成25年度における総務文教常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年6月24日提出 知内町議会議長 伊藤政博

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

平成25年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年6月24日 知内町議会総務文教常任委員会 委員長 谷口康之

知内町議会議長 伊藤政博 殿

記

- 1 調査月日 平成25年5月23日（1日間）
- 2 調査委員 委員長 谷口康之、副委員長 吉田峰一、委員 松井盛泰、  
敦澤良子、泉 政栄、山田 顕
- 3 説明員 網野副町長、手塚総務企画課長、西野税務係長、佐藤財政係長、  
小林税務係主査、田中教育長、村上教育次長、長谷川学校教育係長
- 4 事務局員 村上事務局長、野戸係長
- 5 調査事項 (1)町有地（普通財産）の管理状況について  
(2)英語教育の取組状況について
- 6 調査意見  
(1)町有地（普通財産）の管理状況について

町有地の貸付状況<本年4月1日現在>については、知内町財務規則第223条（〔普通財産の貸付〕）の規定により、個人及び法人等へ貸付を行っており、個人への貸

付は17件(うち住宅用地貸付10件)で貸付料：81万8,416円・法人等への貸付は19件で貸付料：115万9,678円、合計36件で貸付料：197万8,094円の状況となっている。

一方、町有地の売却状況<平成17年度以降実績>については、従来、個人へ貸付していた土地の売却が6件で売却額：1,121万4,669円、その他個人への売却が2件で売却額：1,134万8,262円、公共工事等に伴う売却が8件で売却額：102万2,171円、合計16件で売却額：2,358万5,102円の実績となっている。

町有地における今後の方針としては、個人の住宅用地として長期間貸付しているものについては、借受者の意向も踏まえ譲渡処分協議を継続することとし、未利用地等についても処分を含め積極的な活用を検討することとしているが、現段階においては、湯の里地区の山林を一部植林するとした活用計画以外、具体的な利用計画が見受けられないので、早急に活用方策を検討し、遊休地の利用促進を図られたい。

また、町有地の管理状況では、住宅用地については適正に管理されているが、その他の空き地等については、雑草が繁茂している状況があるので、特に住宅に隣接した空き地等については住環境改善のため定期的に除草を行うなど、環境整備に努められたい。

## (2) 英語教育の取組状況について

文部科学省の指定事業「英語教育改善のための調査研究事業」及び「研究開発学校指定」実践に向け、平成20年に「知内町英語教育推進協議会」を設立し、①発達段階における学習指導内容を明確にした小中高一貫・連携教育、②体験的に理解を深める実践的国際理解教育の推進、③英語活動を指導できる教師の育成、を柱に平成21年度以降『知内町英語教育』が進められており、これまで、○小中高連携による実践活動、○児童生徒の意識アンケート調査、○研究大会の開催、○共通カリキュラム作成が実施されてきたところであり、小学校の児童に対するアンケート調査(知内小学校)では、「授業内容を理解している」の割合が14ポイント上昇、特に6年生においては100パーセントの調査結果となっているが、中学校では、「授業が好きか」「進んで参加しているか」の設問に対し、双方とも減少する結果が確認でき、調査によって授業に対する意識や実態が把握できるなど、新たな課題・取組み事項が明らかになったことが成果とされているので、今後も継続的なアンケート調査の実施により、より一層、学習意欲の向上を図るとともに小学校から中学校への円滑な接続に更なる成果を上げられたい。

また、中学校においては、習熟度に応じて3段階に区分されて授業が進められているが、生徒の理解度が二極化している傾向が見受けられるので、総体的な底上げを図られたい。

---

## ● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
経済民生常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 経済民生常任委員会委員長（西山和夫）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成25年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年6月24日 知内町議会経済民生常任委員会 委員長 西山和夫  
知内町議会議長 伊藤政博 殿

記

- 1 調査月日 平成25年5月17日（1日間）
- 2 調査委員 委員長 西山和夫、副委員長 山田 顯、委員 木村 一、  
松井盛泰、泉 政栄、吉田峰一、森永 勉
- 3 説明員 網野副町長、藤谷産業振興課長、田中主幹兼農政係長、  
野戸商工係長兼労働係長
- 4 事務局員 村上事務局長、野戸係長
- 5 調査事項 （1）新規就農青年就農給付金事業について  
（2）新規高卒者等雇用奨励助成事業について
- 6 調査意見

（1）新規就農青年就農給付金事業について

深刻な農業従事者の減少及び高齢化さらには後継者不足への危機感から、国は、青年の農業従事者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る観点から、新規就農者や親元就農者の就農前後の所得を確保するため平成24年度から実施している。

制度的には、新規就農に向け農業技術や経営のノウハウを身につけたい就農希望者に年間150万円（2年以内）を給付する準備型と経営を始めて間もない新規就農者に年間150万円（最長5年間）を給付する経営開始型とがあり、給付要件としては、就農時の年齢が原則45歳未満であることや所得制限等がある。当町もこの制度を活用し、平成24年度実績では親元就農者が2件、町外からの転入で新規就農者が1件、いずれも経営開始型から始まっている。

しかし、経営開始型については、本人の前年の所得から給付金を除いた前年度所得が250万円を超えた場合給付が停止されることから、余りにも減額される金額が大きいため、所得が250万円を超えた場合超えた分だけの減額となるよう制度を改正することに努めて頂きたい。当町の農業委員会としても北海道農業会議に対し改めるよう提言しており、町も北海道に対し同様に行うことを望むものである。

新規就農者の受入体制については、指導農業士のもとで研修を受けることは可能であるが、指導農業士も仕事を抱え負担も大きいことや土地の提供などにも色々課題があることから、例えば研修農場や体験観光農場なる施設を町が提供する



ことにより施設の運営から管理まで任せることも可能となり、これらの問題も解消されるものと思う。

また、後継者問題については、農業委員会の農業経営の意向に関するアンケート調査結果によると農業戸数173戸の内、「後継者はいるが農業は継がない」が20戸、「後継者はいるが農業を継ぐか未定」が63戸、合わせると約50%に近い数字となっており極めて深刻な状況にある。

今後、5年、10年後を考えると当町の農業全体に関わる問題にもなりかねないことから、農業確立のため農業が若者にとって魅力ある職業となるためにも、この制度の果たす役割は大きいと思われるので、出来るだけこの制度を有効に活用しながら当町の農業の担い手づくりさらには農家戸数の維持、確保に向け取り組んで行くことが肝要である。

## (2) 新規高卒者等雇用奨励助成事業について

町内の雇用の拡大と地元への定着を促進するため中小企業基本法第2条に規定する中小企業者が、新規高卒者等を正規雇用した場合、雇用に必要な経費の一部として一人につき30万円を助成しているが、地元で新規高卒者等を雇用している企業は、中小企業以外にもあることから、雇用の定着を促進するという目的に沿った考え方に基づけば、町内で新規高卒者等を雇用した企業に対して助成できるような制度内容を再考すべきと考える。

また、今後、事業を推進していく上で事業効果としての検証も行うべきであると思う。

### ◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今報告がありました、2常任委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう議長からも要望します。

---

### ● 追跡質問

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、追跡質問を行います。追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問は終わります。

---

### ● 一般質問

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、『一般質問』行います。

一般質問は、会議規則により予め議長に通告のあった順に行います。

順番に発言を許します。

1 番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

質問事項、『国営土地改良事業の今後の取り組みについて』

昭和58年に着工した国営かんがい排水事業知内地区は、既に予定した工事は全て完了し、知内ダム（特別型）については、平成5年度から町において償還が開始されたが、一般型については、期成会から要望されている農地造成地の除れき等や土地改良区から要望が出されている諸課題が未解決のままであり、これら諸課題も含め、完了手続きに必要な地元説明と地元合意が得られていないこと等、計画変更手続きが未了のため、現在、地区事業完了には至っていない状況である。

受益者の高齢化や事業費の増嵩による受益者の負担増加と当初計画時の生産確保が出来ていないこと等、受益者負担金の支払いは極めて困難な状況ではあるが、時間の経過とともに更に問題が複雑になる恐れもあることから、早期決着を求める声もあるが、町長は何を判断基準として、課題解決に向けて取り組んでいくのか所見をお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

国営土地改良事業の取り組みでございますけれども、今、議員の質問の中に何を基準にして課題解決するかということでもありますけれども、現時点で基準というものは持ち合わせておりません。現時点で申し上げることができるとすれば、この問題については、いろいろな経過をたどって現在に至っており、議員がご指摘されております受益者の皆さんの高齢化、そして、世代交代等によって着地点を見いだすことが大変、困難さを増しているということと、それから、事業着手から余りにも時間が経過したことにより、受益者の皆さんがこの問題について、希薄になってしまっていないか、容易に判断ができない状況であると考えているところであります。しかし、私は町の国営の問題については、重要課題であるというふうに認識をさせていただいておまして、先延ばしすることで更に解決が難しくなると考えており、早期の解決策を模索しているところでありますが、受益者負担軽減の課題解決については、町の判断基準云々ではなくて、基本的には期成会、受益者の皆さんの整理すべきものであるというふうに、今、理解をさせていただいているところであります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

最後で基本的には期成会の要するに課題だと、要するに期成会任せということなのか、ちょっと最後、大変、不安な発言なのかなという思いがしました。確かに国営事業については、ダム、特別型と一般型を分離して、今、特別型を町が償還している。平成29年で最終償還が終わるという状況、これに関しては償還助成、もしくは、地財の措置、それらを含めて総体的に23億円近いお金でありますけれども、最終的には22億円くらいに圧縮されるんだろうなという気はしています。そういう支援を受けながら町も特別型の償還を平成5年度から開始していると。その一般型については、あくまでも工事自体は完了しているけれども、まだ手続、または不具合の部分、それらを解消してくれなければ、なかなか完了と認めないという、そういう実態があるようです。それは受益者の判断なのか、期成会の判断なのか、それはちょっと分かりま

せんけれども、ただ、受益者自体は早く、早々にこの問題を解決して、ある程度、また新たな方向で、展開で農業の方を進めていきたいという思いがあるんだろうと思います。これは自分もそうなんですけれども、自分も2代目です。だんだん長期化することによって、何が問題だったのかという、町長が言うとおりに希薄化されるんだろうなと思っております。町長は今、期成会の課題だということなんですけれども、何を持って事業を完了するという認識なのか、あくまでも期成会の意識と一緒になのか、まず、その完了という言葉に対して、どこで完了だという意識を持っているのか、まず、お伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれども、長年いろいろと経過を踏まえた中で、今に至っているということで、これは皆さん方と共通認識であろうと思っております。その中で、先ほども申し上げましたけれども、なかなかこのままずっと投げておいていいのかという考え方は一切持っていません。それも先ほど申し上げました。その中で、いろいろと今、開発建設部の方と協議をさせていただいて、私はこの立場に就かせていただいたときに、解決をするために年数が経過したことによって、更なる新たな課題がきつと出てきてるんだろうと、その課題を表面にきちんと出した中で、一つ一つ要するにクリアしながら、着地点を見付ける、見いだしていこうということで、これは一貫して期成会の総会でも申し上げているところであります。その考え方は変わっておりません。ですから、今、いろいろと先ほど議員からも指摘がありました。農地造成はしていただいたけれども、礫でもう使えないと。それから、農業用水として今、整備をしていただきましたけれども、年数が経過することによって、手を付けなければならない状況がありますよと。そういうことは、期成会から開建の方にその辺の要望を申し上げております。

1つは、ファームポンド、せっかくああいう施設を造っていただきましたけれども、それも使えてない状況であります。ですから、私はその辺は同じ考え方をさせていただいて、開建の方にどういう対応をしていただけるのか、それをきちんと対応していただければ、受益者の皆様方から理解を得られないんじゃないですかと、そういうことでまず、開建としての姿勢を示してくれということをおっしゃっていただいておりますので、その状況であります。

それと、もう1つ、先ほど言いました。課題として今、何が出てきているのか、それと当初、受益者として判を押していただいた人、それが要するに世代が代わって、今、どういう世代交代になっているのか、農業をやる意志があるのかどうか、その辺だって新しい課題だというふうに私は理解しておりますので、その辺をきちんと表面に出しましょうよと。そして、本気で受益者の皆様方、期成会と腹を割って話をしませんかということは一貫して私はおっしゃっていただいておりますので、今、そんな状況にあるということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

いろいろ経年劣化によって不具合が発生しており、それが古い資料ですと、50何箇所という不具合が発生している資料もあるんですけれども、現在、今の時点で23

年度現在で整理した率なんですけれども、今、町長の言うように、ツラツラのファームポンド、そして、森越幹線第10号の分水口の漏水、様々な課題11箇所あるわけですよ、これらを経年劣化として、例えばファームポンドに関しても、ひび割れ等補修してもやっぱり補修ですから、基本的に裂傷しているものに継ぎ接ぎするような状態ではなかなか回復しないという状況もありますし、それらの問題、これらの11箇所の問題、これはまず、整理してくれと、これは期成会でも要望をしているはずですよ。そして、制度的な助成、新たな新制度を設けて償還の軽減を図ってくれ等の要請もしております。そして、議会からも請願出ています。昭和54年には畑かん施設に関わる地元負担金だとか、ダム、これは今、町で償還していますので、いいんだろーと思えますけれども、平成7年には国営事業に関わる諸施設の特に公共的役割を有する施設に関わる地元負担金ということで、具体的にアンケートだとかいろいろ出ています。そして、農地造成の部分、これは町長言われるように、礫、様々な問題があって、445haですか、当時。それが176haの段階で、要するに多分、工事を終了というか、もうそれ以上の希望者は出なかったんだろーといろいろ思います。そうした中で、要するに計画変更、当然、物価変動の部分もあるということで、平成8年に計画変更の見直しが受益者に説明された経緯があるわけですよ。そうしたいろいろな課題を今までいろいろな角度から助成、新たな制度の中で償還軽減、または不具合の整備、いろいろな角度からそれらを詰めて、何とか償還に至るまでにしたいなということで、いろいろそれぞれの立場で努力はしてきたんだろーと思えますけれども、なかなか経過として折り合いが付かないというか、年月が経つにつれて、相手も開発の方も担当が変わる、まして、我々、町側も担当が変わるということで、なかなかお互い真意が、同じ人でずっとやるならいいけれども、やっぱり担当が変わることによってなかなか当時の経過が見えづらくなるという問題も発生してきたんだろーと思います。そして、今日に至っているのかなという思いがします。それでですね、期成会として、役員会の中で示された資料があります。何とか町もいろいろな案を出して解決しようということで、ケース1から、ケース2、ケース3、ケース4まで提示しました。この中で、議会請願、これには数字的には農家の軽減負担ということで、田んぼと畑と農地造成、それぞれの数字を出しております。その請願に基づいて、どれが妥当なのかというシミュレーションをしながら、この4つから選択をするのか、また新たな案が出てくるのか、それは分かりませんが、そのケース2の中でいくと、畑に対しては、議会請願4,075円、これに対して4,151円と大変近い数字になった。ただ、畑に関しては、議会請願ゼロなんです。これに対しては、395円とちょっとまだ差があるというか、400円近い差がある。そして、農地造成に関しては、5,929円に対して、10a当たり5,929円に対して、1万3,427円。もう1つ、ケース4というのがあるんですけども、これはいろいろ支援策に基づいて算定している数字なんですけれども、これに基づいていけば、田んぼが3,947円下回ります。畑もゼロになります。農地造成も5,920円とこれも下回ります。ただ、町の負担が7億円という金額とケース4は7億円ですよ、そして、ケース2は4億円という町の負担があります。こういう中で、いろいろな想定をして、数字的にも何とか請願に近づけよう、農家の受益者の負担軽減を図ろうという町の取り組みもあります。そして、国は国で6分の5まで無利子にしますという提案もありますし、6分の1を受益者が負担するという、そういう制度的な話もありました。そういう中で、こういう数字をたたき出したという気がしますが、最終的にこれを

出した意図というのはどこにあるんですか。この中から選ぼうとするのか、また時間経過とともに何か制度的なものを探して、新たな方策を考えようとするのか、どのような方向で進めようと考えているのか、お伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、受益者の皆様方の負担軽減として、1から4までのシミュレーションで質問をされていますけれども、実は私が副町長の立場に就かせていただいたときに、この制度を使って町がある程度の額を抱えることによって、過疎債充当ができるということですので、私の考え方として、今、計画変更で要するに受益者の皆様方の負担になったもの、7億円、それを基本的には7割が地方交付税で返していただけるのであれば、その部分はきっと受益者負担軽減になるのかなということ提議をさせたものであります。ただ、残念ながら、これは財政当局といろいろと協議をさせていただいて、提議をさせていただいたんですけれども、要するに説明を聞いていただけなかったという形で、今までそういう形ですと来ています。ですから、そのシミュレーションについては、私が副町長の立場で、内部で検討して提議をした部分であります。ただ、これはですね、今、1から4までシミュレーションを示しているけれども、その何番でというか、どの考え方でこれから進めようかという今、質問でありますけれども、その考え方は全く私自身は白紙の今、状態で考えさせていただければと思っています。なぜかと言いますと、私は今、2つの区分で考えています。受益者の皆様方にまず、事業完了をしていくためには、今、開発建設部として要するに受益者の皆様方の要望をきちんと捉えた中で、対応をしていただくこと、これがあって、次の段階にステップできるのかなという考え方をさせていただいています。その段階で今、きちんと除礫の部分、それから、農地として使える部分、これはやっぱり事業としてやっていただいたものが現実的に使えないという状況になっていますので、それは責任を持ってやってくださいということは、私の方からも農業事務所長の方には伝えてありますので、その動向をきちんと見極めた中で、開建としてきちんと予算を付けていただいて、施設整備をやっていただける、そして、農地造成も再度やっていただけるという判断に立って、そこからはじめて財政支援をどうするかということになるかと思えます。ですから、基本的には、平成8年に議会の請願を要するに採択をされていますけれども、基本的にそれは尊重はしなければなりませんけれども、あくまでもそれは町民全体でその部分を負担するというのであれば、私は慎重にやっぱり対応することが必要になってくるんだろうという考え方があります。ですから、たまたま今、1から4までのシミュレーション、これは期成会の役員の皆様方に、今、どういう財政支援の方法があるかということで示した話で、それが100パーセントではありません。今の財政状況、町の財政状況を踏まえた中で、どこを1つの基準として財政支援ができるのかというのは、これはきちんと状況を見極めた中で、再度、その辺は考えさせていただければなというふうに思っています。ただ、今、ご指摘の6分の5の制度というのは、27年度までということは、私も重々知っております。ですから、そのことを今、1つの要するに判断基準として、農業事務所の方にも話をさせていただいていますので、その辺の状況を踏まえていかなければ、今、この場できちんとした考え方を示せと言っても、それは無理であります。ですから、いろいろとその辺の大きな課題を抱えている事業だということ認識をさせていただいて、議員の皆様

様方も認識をしていただいて、私も先ほどから何回も言っていますけれども、先延ばしをすることによって段々段々、課題解決が難しくなるということも重々、その辺は認識をさせていただいております。ただ、簡単にこの問題が町がいくら抱えるからどうですかという話は、なかなか得ないんだろうと思います。これは前にもいろいろと課題があります。それはあえてここでは言いませんけれども、受益者の皆様方のその辺のきちんとした要するに本当に解決をする、しなければならぬんだという、そういう考え方がきちんとしてあって、その段階で町がどういう支援をしていくかということになるんだろうと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

なかなか町長がこの場で発言するというのは、大変、政治的なものもありますし、無理は承知の上でのことであります。ただ、計画変更、当時、物価変動、事業量の変更、工法の変更等ありまして、最大限、その計画変更で予算的に多くなっているのが60億円という工法変更なんです。そして、物価変動は8億7千万円ですか、また、礫等の問題で農地造成が176haに減ったことによる減少等もありますので、トータル的には48億円、計画変更で増えた分、一般型については、約48億円なんです。それらをなかなか計画変更の手續ということで、順番があるそうなんですけれども、これが農水省で平成8年3月21日にまず、その説明がなされて了承がされた。そして、同じ平成8年の3月25日に地区の推進検討委員会開催を致しまして、そこで計画変更の説明、または承認なんだろうと思いますけれども、確認をするための会議を行った。本来であれば、地区が最初なんです。そして、最終的に農水省でそれを審査して、それを判断してゴーサインを出すという順番がずれたことによって、北海道から差戻しされたという経緯があります。それで未だにその計画変更が認められていないという状況にあるそうですけれども、ただ、受益者には説明もしているんですよ、正直なところ。説明もされているそうです。そして、その変動内容、多分、これらも細かく説明したんだろうと思います。議会の委員会でやった資料なんですけれども、その中にも計画変更の理由等も書かれています。その中でですね、やっぱり48億円、計画変更に判子を押す、押さない別にして、変更されたことによって事業費が膨らんだ、その中身の精査、これは期成会、もしくは、町の農業担当者、中身の精査というのは、お互い開建と話し合ったんでしょうか。この中身でいくと、要するにJRとの協議により津軽海峡線の横断工法を変更した。または、知内川横断工の埋設深を計画より深くした、あるいは、季節利用を予定していた重内の水田区間の水路の老朽化に伴い全面改修した、いろいろあるわけですよ。やっぱりそれらは、受益者だけの負担でもないし、町の責任でもないし、ある程度、それらを精査していけば、これは国の責任ですよ、これはやっぱり町として受益者も抱えた中で、責任はありますよねとか、いろいろ選別できるんだろうと思うんですよ。その金額がどのくらいになるのかは、私、正直分かりません。ただ、時間もないので、言いたいのは、先ほど言った、1から4のケースの中で、やっぱり一番、問題、問題的に大きいというのは、農地造成の部分だと思うんですよ。これを今、使っていない人も払わなければならないという状況になるんだろうと思います、最終的には。だから、そういう状況を回避するためにも、議会請願は田んぼが4,075円、畑がゼロ、そして、農

地造成が5, 929円になっているんです。ただ、町の負担的なものを比べると、1と4を比べると、やっぱり町の軽減負担を考えれば、1億円、これは町長の言うとおりの、町の実質償還額というのは、1億2,300万円なんですね。4番にいくと、6億円ですか、6億3,400万円というちょっと数字が大きくなるものですから、それらを踏まえると、このケース2の田んぼ4,151円、これは請願に近い数字ですから理解してもらおう。そして、畑はこっちのナンバー4のケースでいけば、町の負担金というのは2,200万円なんですよ。これをさっきの実質償還額1億2千万円に2千万円プラスして、1億4千万円なんですね。ある程度、上限ありますから。2億8,800万円の上限を超えると全部、町の負担になるという数字的な交付税算入の仕組みからいってそういうことになるそうですので、どんどんどんどん増えれば増えるほど町の負担が大きくなる、制度的な利用をしても4億円、5億円の負担が出てくるということであれば、このケース2を利用して、1億2千万円にこの田んぼの分2千万円、町で負担をしても1億4千万円なんですよ、出た部分。全額町で負担をしても。そして、最後の農地造成の部分は先ほど言うように、計画変更の中にもいろいろあるだろうと、考え方が。その中で、1万3千円の農地造成の負担額、地元10アールに関する受益者の負担額、これをゼロにするという方向で持っていけば、話合いは当然進むだろうし、受益者だって、当初計画認めているわけですから、まさか払わないということはないと思うんですよ。ただ、今、経済状況の中で、払える人、払えない人、やめた人、いろいろ出ているということで、それらの整理は確かに町が入ってこれから整理しなければならぬ問題だとは思いますが、ただ、数字的には、農地造成したって、造成の人には何も罪がない話で、まさか石ころだとか、そんな使えない農地造成になるとは思っていないわけでありますから、その負担を私は請願では6千円近くという金額なんですけれども、それをゼロにするような方向で目標を定めながら交渉していかないと、なかなか難しい部分があるのかなという気がしているんですけれども、町長は確かに漠然と捉えた中で、漠然と捉えるというのは、議会の発言なので議事録に残りますから、これからやりづらい部分も出てくるから、そういう言い方になるんだろうと思いますけれども、ただ、どこかで決断して、これを解決するためには、それらの請願に基づく数字、または、町の財政を考えた数字、いろいろ考えながら、最終的に落としどころを見付けながら、償還に入らないと、なかなかこの問題、永遠に引っ張ると、最終的に2代、3代になったときに大変な問題がまたややこしくなるだろうと考えていますので、その辺も合わせて、今後の取り組みとしてどう考えていくのか、お尋ね致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどからもお話しさせていただいて、繰り返しになろうかと思いますけれども、今、議員が言っています、計画変更の際のいろいろな課題、それから、生産販売額の要するに当初目途から下がっている部分、これは今、議論をしたとしても、私は着地点は見付けられないだろうと思います。ですから、私が考えるのは、確かに計画変更をするにあたって、受益者の皆様方に負担は増えましたけれども、それを今、遡って計画変更どうのこうのという議論は、私は無理だと思っていますので、総体の中で、如何に受益者の皆様方が理解をしていただけるのか、事業完了に向けていくかということをお互いにやっぱり協議をしなければ、これは着地点はいくら経ったとしてもき

っと見いだせないと思っていますので、確かに今、ご指摘のとおりであります。いろいろとその辺の課題はあったんだと思います。ですから、私も計画変更、これだけの大きい事業を計画するにあたって、要するに国の方からの説明がないということは、私はないと思っています。ただ、その辺は、いろいろと経緯があって、お互いにその辺が要するに意識がずれてきている部分があるかと思いますが、今、解決にするにあたっては、総体の事業費、計画変更も含めた中で、全体で要するに事業費がいくら、受益者がいくらということを全体事業費として捉えた中で、然らば今、どんな解決をすべきかということを議論していかなければ、これはいつまで経っても着地点は見付けられないと思っていますので、今、ご指摘をいただきました、いろいろとやっぱり判断というのは、シミュレーションで議員言われていますけれども、あくまでもそれは一つの解決方法としてシミュレーションとして示した話でありまして、それを町が積極的にこうだったらどうだという考え方は、私は持っていません。ですから、先ほど言いましたように、受益者の皆様方、それから、期成会の皆様方がどういう形で方向性を今、考えているのかどうか、その辺も含めた中で協議をさせていただければと思っています。協議するにあたっては、私の1つの大きな課題であるということとは先ほどから言わせていただいていますので、積極的にその辺は協議をしていきたいと思っていますし、何とか着地点を見付けられるように、そして、有効な今、財政支援策がありますので、それを活用できるような、そして、できるだけ町民の負担が掛からないような形で何とか対応をできればなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

町もなかなか答えは出せない、当然そうだと思いますし、まして、本来の出し方というのは、やっぱり町と期成会と協議をしながら、どうなんだと、どこで歩み寄るかというやっぱりこういう資料を基に期成会の役員、または、受益者との話合いの中で、最終的な落としどころを見付けながら提案をしてくれと、期成会から提案をしてくれれば、町は受けるというようなスタイルで、多分、どうやったって持っていかなざるを得ないんだろうと思います。自分の言い方というのは、町側からという話で取っているかもしれませんが、やっぱり提案されてはじめて町ということになりますので、それはあくまでもおもてじょうの言い方でありまして、ただ、やっぱり提案するというのは、期成会からそれらの問題解決のための数字、または、ツラツラのファームの劣化等を解決しながら、それらを解決した中で、受益者がゴーサインを出して、はじめて町も動くというスタイルになるのは、間違いないんだろうと思います。ただ、その11箇所の不具合についても、やっぱり屋根の腐食だとか入っているんですね、これらはやっぱり期成会で一生懸命、自分たちでも維持管理していくとかやれるものはあるわけですよ。国も6分の5、または、計画変更、48億円ですけれども、2億なんですね、受益者の負担額。そういう多分、それも配慮だと思います。本来であれば、計画のときは、1割以上の計画になっていますので、負担額というのは、それをやっぱり4億8千万円の1割と言えば、半分以下、2億円くらいでやっぱり済んでいるわけですから、それらの国の譲歩もあるわけですから、一方的に国という感じではなくて、あくまでも、歩み寄るために国とどういう政策、これから政策も絡めてやっていくのか、これらの不具合を解消しながら、違う予算で解消しながら、そして、



受益者の承諾も得ながら、そして、受益者の要望に応えるような金額になるような、やっぱり町の動きはこれから加速していかないと、なかなか決着には至らないだろうと思っています。

町長の任期もあと2年弱になりましたので、何とかその2年弱の間に27年ということで、任期のあともありますけれども、27年まで6分の5の制度を活用することになると、早めの対応がいいだろうと思いますし、次回、国がどういう判断を下すかというのも先が見えないわけですよ。それ以上、良い制度を出してくるのか、これだけ我々が努力しているのに、知内町はなかなか受け入れてくれないということ、もう知らないということになるのか、やっぱりそれは政治の絡みの中で、お互いどう理解して進めていくかだと思うんですね。それらを上手く使いながら、開建等の話し合い積極的にして、問題解決にあたっていただければ、大変、ありがたいなと思っていますので、これで終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山和夫君の一般質問が終わりました。

次に3番、山田顯君。

◎ 3 番（山田 顯）

『全ての町内会館にイスの整備を』

会議や葬儀などで町内会館が使用される機会が非常に多く、高齢化が進む中でお年寄りの利用も多く座布団に座るのをためらう人たちが、最近特に見られます。

一部の会館には、イスが揃えてあるようだが、不足している会館も多く見受けられることから全ての町内会館に「イス」を整備することが出来ないものか町長にお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

町内会館のイスの整備でありますけれども、今、3番議員からご指摘いただきましたけれども、私も高齢化社会において、町として整備をしなければならない必要性があるなというふうに認識をさせていただいております。そんなことから、毎年、各町内会から町内会要望ということで新年度予算を編成するにあたって、要望をいただいております。その中で、各町内会からイス、机等も含めた中で、そのほかにも各会館の備品等の整備の要望も受けながら、予算編成をさせていただいております。まず、この点について、ご理解をいただければと思います。それで、今、イスということで限定をされておりますけれども、実は23年度末で13町内会館あるんですけども、全て整備をさせていただいて、ただ、1箇所、上雷生活改善センターだけイスの配備はありません。ただ、全体的に664個のイスを整備させていただいて、平成24年度で実は中ノ川・森越・湯の里、50個ずつ、これはある団体から寄附をいただいております。そのほかに、小谷石町内会館に90個、昨年、町の予算として整備をさせていただいております。それで、今年はまだ新年度予算、提案をさせていただいておりますので、渡島知内町内会に30個を整備をしているということで、既に整備を終わっている状況であります。そんなことから、100パーセントという形ではないでしょうけれども、私はある程度、充足しているのかなと、そんな今、思いであります。ただ、今、ご指摘のように、各町内会に要望書を取りまとめているので、町内会の要望がありましたら、私は積極的にそれは対応したいというふうに思っているところ

でありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

今、町長の説明であれば、ほとんどの町内会館にある程度ものは整備されていると。ですけれども、やはり私が実際にですね、各会館に行ってみてですね、どうもイスが足りないような町内会館が結構あるような、十分ある場所もありますけれども、そうでない所もあるようですから、やはりこれからはもし、今回、落ちた場合でも、来年度でもイスをですね、各会長に話をして、そして、要望を出すようにしてですね、そして、できるだけ、今、地域の町内会の中でもですね、非常に元気な老人会が増えまして、いろいろな子どもを守る会とか、あるいは、交通安全、さらには、年に1度のシルバー運動会とか、みらい大学とか、全てのボランティアに参加している老人が多い。したがって、是非ですね、お年寄りの皆さんが要望するようですね、整備を会館にしてもらいたいとこのように思うわけです。したがって、もし、漏れている町内会がありましたらですね、それを更に要望書を出して、十分に補足するようなことをお願いしたいなど、このように要望します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほどちょっと上雷町内会、配備をされていないということをお話しさせていただきましたけれども、ちょっと申し訳ございません。資料が抜けていましたので、上雷町内会も17個、既に配備をさせていただいています。ですから、平成25年度で今回、渡島知内町内会、30個を含めた中で、全町内会950脚、イスがもう整備をされているということでご理解をいただければと思います。それで、今、3番議員が言われるように、不足になっている町内会、もし、ありましたら、これは何回も言わせてもらいますけれども、要望の取りまとめをしていますので、こちらから話をするのではなくて、町内会としてももう少し整備をしたいと、それで活動する中で、この部分、ちょっと不足しているんだよということが通常あるのであれば、その部分を要望としてあげていただければ、うちらの方で対応をさせていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

それでは、そのように、是非、私の方からも話をしましてですね、要望を上げるようにさせたいなどこのように思っておりますので、町長、よろしくお願いします。

それでは、第1問を終わって、2問目の質問に入ります。

2問目は『海洋発電と観光で町の活性化を』

我が町は、火力発電で町が活性化されてきた。

今、本町にとってまたとない機会は、海洋再生可能エネルギーの問題であり政府は、浮体式洋上風力・波力・潮流・海洋温度差・海流の5種類を公募した。

本町にとっては、5種類のうち3種類が該当するのではないかと思われるが海流・潮流・波力による海洋発電と道立自然公園矢越とイカリカイを併合活用した観光振興も可能と思われるが、町長の所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

海洋発電と観光での町の活性化ということでのご質問であります。それで、津軽海峡、潮流が速いということでもありますので、これまで様々な機関が流速等を調査しておりまして、四季を通じて安定的な潮流が観測されていることから、潮流エネルギーを発電に活用できる可能性が高いという認識をしているところであります。小谷石海域においても、その辺の検証をした結果、今、ご指摘ありましたが、海洋発電に使えるんじゃないかというふうな報告もありますし、ただ、今、小谷石では、コンブとそれから、ウニとアワビ等の養殖漁業が営まれております。それで、後継者がいなかった漁師の皆様方も後継者が帰ってきて、今、養殖をしているということですが、沖合がですね、潮流発電に適している沖合は、水深が深くて、そして、潮流が速いために、養殖漁業には適していないというふうな状況がありますので、私は何とか沖合に潮流発電の構築物を建設したとしても、今、地元で要するに一生懸命頑張っている漁師の皆様方に支障が出てこないだろうと、そのんな認識をしているところであります。そんなことから、今年の1月に海洋再生可能エネルギー開発促進に向けた基礎調査という募集がありました。そんなことから、これはその募集があったときに、既に地元の矢越漁船部会、それから、小谷石町内会の皆様方とその辺の内容を説明させていただいております。それで、小谷石沖合を調査エリアとして理解をさせていただいて、応募したところであります。既に応募させていただきました。ただですね、北海道の選定の結果、津軽海峡では、函館市の汐首岬の沖合が調査点として、一番、適しているだろうという結果に今、なっています。ただ、聞くところによりますと、一番、環境は整っているみたいではありますけれども、マグロの漁場なんだそうです。ですから、そこにもし、発電所を設けることによって、漁業者の皆様方の同意が得られるかどうか、その辺はちょっと今、課題としてあるということは、ちょっと聞いています。ただ、函館市は今、積極的に単費で調査費も北海道の事業のほかに単費でやられている結果でありますので、その辺、どういうふうになるかというのは、これからの状況であろうと思っています。それで、今、議員がご指摘いただきました内閣官房総合海洋政策本部が海洋再生可能エネルギーの実証フィールドということで、今、公募している、これは今、ご指摘のとおりであります。それは、第一次募集が26年の2月末ということになっていきますので、何とか手を挙げたいというふうに思っています。ただですね、手を挙げるためには、クリアしなければならない項目が結構あるんです。ただ、それは小谷石地域が条件をクリアできないかと思ったら、そうではないと思っていますので、その辺、もう1回、漁業を営んでいる皆様方、それから、町内会の皆様方、そして、町がどんな形でそれをクリアできるのか、これは積極的に今、やらせておりますので、まず、2月末までの第一募集に手を挙げさせていただけばと思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っています。

それで、その関連ということで、小谷石観光について、今、お話がありましたけれども、私も議会の皆様方にお話をさせていただいております。何とか小谷石地域を1つの13町内会のモデル地域として、そして、観光資源を活かした中で、今、町の活性化につなげたいということをおっしゃっていただいておりますので、そんなこともあるのかもしれないけれども、5月に地元出身者の方が矢越海岸アドベンチャーという

ことで、要するに遊覧船を今、運営をしています。先般、NHKのテレビでも放送されましたけれども、大変、体験された方が感動したということもあります。ただ、議員、ご存じのとおり、小谷石というのは、なかなか岩部まで行くのに条件がきつところでありまして、ちょっと風が出ると、要するに船が出られないということがありますので、そんなことも含めながら、私は何とか成功してもらいたいということで、町として全面的に支援をさせていただきますよということで、今、話をさせていただいているところであります。そんなことがあるものですから、実は過疎集落等自立再生対策事業ということで、これは総務省の事業でありますけれども、10分の10の事業であります。その中で、今、手を挙げさせてもらっているのが、小谷石満喫ツアーということで、民宿3軒あります。そこの連動で来ていただいた人の2分の1の旅費、宿泊費が国補助で見ただけというものを手を挙げさせてもらいました。3軒ありますので、1箇所10名で、30名で今、手を挙げさせてもらっています。それから、小谷石町内会がいろいろと今、私が振興を図りたいということで、役員の皆様方、積極的に動いていただいています。それで、是非、岩手県の久慈市、これはそういう小さな部落が一生懸命、観光振興に取り組んでいるということがありますので、是非、そこに研修視察に行きたいということで、この経費についても、今、国に対して要請をしているところであります。もう1つは、小谷石の総合PRサイトの立ち上げということで、できれば、滝ノ間、公園ありますよね、あの周辺にカメラを設置したいんです。そういうカメラを設置することによって、ネットで全国の人が矢越の風景を自宅で見られるようなサイトもカメラ設置も是非、そこに盛り込みたいなということで、総額で554万9千円、これは国の方に申請を上げています。10分の10補助であります。そんなことを含めながら、何とかいろいろと小谷石観光を進めさせていただければと思っておりますので、是非、議員にもアドバイスをいただきながらと思っておりますので、よろしくお願いを致します。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、山田君。

◎ 3 番 (山田 顯)

町長の考え方は非常に素晴らしいと、大賛成であります。特にですね、イカリカイの発電所の問題はですね、今、町長が話したように、イカリカイの潮の流れがだいたい通常であれば、4ノットか、5ノット、6ノットくらいですか、それから旺盛になると、10ノットか12ノットくらい速くなる。したがって、イカリカイの沖にそういう発電所を作る。それと、更に、また町長の構想と私ちょっと違いますけれども、ちょうど陸の方から駐車場があります。あの駐車場から、イカリカイまでですね、大きな、以前から私言っていますけれども、太鼓橋をどんどん付けて、そして、発電所がイカリカイ沖にあると。そして、太鼓橋を通して、その周辺を観光できる。更には、あのベコ道の高台ですね、ちょうど駐車場の高台、あそこには、今の展望台を作っていますね、陸の方から展望台に登っていけるような、車で上り下りできるような展望台を作る。そのことによって、今、津軽湾を見たときに、右には竜飛岬や白神灯台、更には、大間岬や尻屋岬です。そして、恵山・戸井・函館山が一望に見えるわけです。欲を言えば、将来的に観光がどんどんどんどん人が入ってきて、新幹線の開業もあり、そして、将来的には、矢越まで道路を付ける。そして、矢越の岬に展望台を作ると。そうすることによって、私は今でもそう思っているんですけども、仙台にしばらく4・5年いたことがありますから、松島湾に匹敵する矢越の頂上から展望をしたとき

にですね、素晴らしい景色があるんです。しかし、ほとんどの人が知らないわけです。そういうことですね、今、町長が小谷石の観光開発を考えている、更にできれば、それも付帯してくっつけていってもらえればと、こんな思いをしております。もう一度、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

3番議員からご指摘をいただきました展望台の整備、実はこれは先ほど10分の10で500万円という、これは1千万円限度でありますけれども、550万円で要望させていただいたんです。それで、そのほかにですね、全国で公募があったものがありますけれども、これも10分の10で、上限5千万円の補助事業が国から示されました。それで、その中にですね、展望台の設置場所は違うんですけれども、何とか滝ノ間、ちょうど矢越の民宿やっている頂上にですね、ちょうど目の前にイカリカイが見えるように、そこに一応、計画はもう持っています。そんなことも含めて、それともう1つはですね、何とか冷泉を活用したいなと思っているんです。ですから、私の考え方としては、もし、潮流発電がそこに設置ができると、そこから熱源を取って、大きな施設でなくて、屋根をかけて、露天風呂でいいんだと思うんですよ。ただ、残念ながら、小谷石災害があったときに、その冷泉が、泉源が今、つぶれている状況なんです。治山工事をやったことによって。それで、内の担当、何回も泉源を探しに行ってきたんですけれども、出てきているのが本当にごく微量なんです。量も。それで、今、北海道の地下資源の方にその成分分析をしていただいています。そんなことで、本当に温泉として公表できるのか、それが要するに使いなくなってしまっているのか、それであれば、私は何とか今、これは制度を使った中で、温泉ボーリングもしてみたいなど。実はこの5千万円の中に温泉ボーリング300万円予算も入れたんですけれども、なかなかそれはハードとして無理じゃないかということなものですから、その部分を削って今、500万円で要望しているということでもありますので、その辺も含めた中で、これは今、5千万円の補助申請をするにあたって、いろいろと今、小谷石地域で想定される部分、この前、村田さんがイカリカイ、朝、要するに朝日が昇るときにカメラで収めたやつが北海道新聞に載りましたけれども、あれはですね、なかなかやっぱりほかの地域では見れない景色なんだろうと思っていますので、その辺も含めた中で、何とか若い人方も今住み着いてもらっていますので、そんなことも含めた中で、今、全力で振興を図っていきたいと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

今、海洋発電と小谷石の観光、私の思っているような方向で町長も考えているようなので、大いに期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

（ 休憩 午前10時50分 ）

（ 再開 午前11時05分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程しております議案 17 件、報告 1 件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号でありますけれども、知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。現在、知内町墓地の新たに造成する 60 区画について、使用料を定めるために条例の一部を改正するものであります。

次に議案第 2 号でありますけれども、知内町子どものいじめ防止に関する条例の制定についてであります。本町からいじめをなくして子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるために条例制定をするものであります。

議案第 3 号については、地方自治法第 203 条及び第 203 条の 2 に定めるものに対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第 2 号のいじめ防止委員会委員の報酬、費用弁償を定めるため条例の一部を改正するものであります。

次に議案第 4 号でありますけれども、知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の制定についてであります。合併浄化槽設置者の浄化槽汚泥を知内町クリーンセンターで処理するため、手数料その他必要な事項を条例で定めるものであります。

議案第 5 号は、平成 25 年度知内町一般会計補正予算であります。補正の主な内容は、町民センター庁舎耐震改修工事費のほか歳入歳出に 3 億 1 1 5 万 1 千円を追加し、補正後の予算額を 3 9 億 4, 8 1 4 万 7 千円とするものであります。

次に議案第 6 号でありますけれども、平成 25 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の主な内容は、退職被保険者療養給付費ほかに不足が見込まれることから歳入歳出に 1, 2 2 3 万 7 千円を追加し、補正後の予算額を 7 億 1, 6 2 5 万 3 千円とするものであります。

議案第 7 号は、平成 25 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算であります。補正の主な内容は、知内町クリーンセンターでの浄化槽汚泥処理の施設改修費用ほか歳入歳出に 1 8 5 万 6 千円を追加し、補正後の予算額を 1 億 8, 6 4 4 万 6 千円とするものであります。

次に議案第 8 号でありますけれども、平成 25 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算ですが、補正の主な内容は、平成 24 年度決算に伴い、歳入歳出に 4 4 万 5 千円を追加し、補正後の予算額を 3, 8 1 6 万円とするものであります。

次に議案第 9 号でありますけれども、知内町介護保険条例等の一部を改正する条例についてであります。地方税法の改正により延滞金に変更となるため、知内町介護保険条例ほか 3 条例の関係条文を改正するものであります。

次に議案第 10 号でありますけれども、知内町債権の管理に関する条例の制定についてであります。各種債権管理の適正化と債権回収の取組み強化のため、強制回収の

手続きや権利放棄の規定を明確にして各種債権等の納付の公平・公正を推進するため、条例を制定するものであります。

次に議案第11号でありますけれども、知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の制定についてであります。町税及び使用料等の納付について著しく誠実性を欠く特定滞納者に対して、本町で実施している行政サービスを制限するために必要な事項を条例で定めるものであります。

次に議案第12号、知内町暴力団排除条例の制定についてであります。建設工事等の公共事業及び自治体が設置する公共施設から暴力団等を排除し、地域経済の健全な発展と町民の安全で平穏な生活を確保することを目的として条例を制定するものであります。

議案第13号は、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第14号は、北海道町村議会議員公務員災害等組合規約の変更についてであります。いずれも両組合に北空知圏学校給食組合を加入することに伴う規約の変更であります。

次に議案第15号でありますけれども、知内中学校のスクールバスの購入についてであります。5月30日に入札を実施し、今般、契約について議会の議決を求めるものであります。

次に議案第16号は、知内町土地開発公社の開催についてであります。昭和48年7月7日設立以降公共用地の先行取得等町の振興発展に寄与してまいりましたが、目的が達成されたことから公社解散手続きをするために議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

報告第1号として平成24年度知内町一般会計繰越明許費にかかる歳入歳出予算の繰越についてであります。6款農業費の農業体質強化基盤整備促進事業ほか4事業について、一般会計繰越明許費にかかる歳入歳出予算の繰越について報告を申し上げます。議案の内容につきましては、後ほど関係説明内容を各課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

---

## ● 議案第1号 知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第1号『知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について』を議題にします。

本案について、提案者の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

知内町墓地設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開き願います。知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例。

知内町墓地設置及び管理条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正の内容であります。現在造成中の公園墓地区画60区画について、第2次拡張分として新たに追加し、使用料を1区画15万円とするものであります。なお、新

旧対照表及び位置図については、総務企画課資料 1 ページ・2 ページをご参照いただきたいと思います。

附則と致しまして、この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ちょっと確認のために課長にお伺いしたいんですけれども、今回 15 万円ということで、これからも拡張工事をやって、これから工事費がまた高くなった場合、使用料が 15 万円以上になるかもしれないんですが、その辺の町の考えとして、上限を設けるのか、それとも、あくまでも工事費とかそういうものを勘案した形の金額に設定するのかということ、まず、お伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。墓地の使用料につきましては、従来からそれに掛かる工事費等勘案して算出をしております。それで、今回、墓地の造成で用地としては 189 の区画の用地を取得しております。使用申込みを受ける、墓地として区画をしている部分が 60 区画であります。この部分については、これに関わる事業費から算出してこの金額になっておまして、それ以外の 129 区画については、今後、1 区画ずつまた造成する事業費が掛かりますので、その辺を勘案して決定をしたいというふうにして思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5 番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

そしたら、これからもそういう形で工事費に見合った形で、金額はある程度、上限というものはまず考えないで、工事費に見合った形で決めるということで、それで、今回 60 区画あるんですが、2 ページの地図を見ますと、駐車場が 11 区画ということになりますけれども、60 のあれに 11 区画、これから高齢者の方が我々も含めてどんどん増えていくんですけれども、その辺の駐車場の部分でですね、11 区画で足りるといえば言い方変ですけれども、利用する方の利便性を考えてそれで十分なのか、その辺についてどのように考えているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今回の拡張部分のすぐ側の駐車場は、確かにおっしゃるとおりですが、なかなか墓地の区画を確保するというので、その辺も考慮しての駐車場の数になっております。ただ、駐車場はこれ以外にも既設の墓地のところにもあります。ちょっと歩かなければなりませんけれども、それほど遠い箇所でもありませんので、それらも活用していただければということで考えておりますので、ご了承いただければと思います。



◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

課長、それは分かるんですけども、今までの駐車場でも道路工事やってくださいと、体の不自由な方とか結構いますからということでお願いをして、道路を付けてもらった経緯があるんですよ。うちの町で人口が減って、工事が入るということは、人口が減るといことなんですけども、その辺についてですね、身障者の方々がお墓参りをするという事になれば、私はもうちょっと、下の方というのは、結構、歩けば遠い感じになるんですよ。勾配もあるものですから、その辺について、もう少し優しいということで考えられないのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。私の説明がちょっと不足していたようですので、再度、説明させていただきますが、この資料の2ページに位置図載っておりますけれども、一番、左側に大きい駐車場が1箇所あります。そして、それから右側に既設の墓地がありますが、その下側に車も走れる通路があるんですけども、その既設の墓地の下にも駐車場、今回、造成しております。それと、今回、第2次拡張分と書いてあります墓地のすぐ下にも駐車場があるということですので、私、そのほかにも駐車場あるといった一番下の駐車場ではなくて、この既設の墓地の下側にある駐車場のこともっておりますので、そういうことをご理解をいただければいいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決致します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町子どものいじめ防止に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第2号、『知内町子どものいじめ防止に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第2号、知内町子どものいじめ防止に関する条例の制定について。

知内町子どものいじめ防止に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について説明をさせていただきます。国内はもとより道内でも子どものいじめが顕在化しており、いじめに近因して子どもの自殺事案が発生するなど、国を挙げて、いじめ防止に取り組むことが求められており、今国会で、いじめ防止対策推進法が成立し、今年秋に施行の見通しであります。また、北海道においても、子どものいじめ防止に関する条例の年内制定に向けた議論がなされているところであります。本町にあっても、子どものいじめ発生事案があることから、いじめの問題の重大性を捉え、子どものいじめを学校だけの問題ではなく社会全体の問題として全町的な課題提起をするとともに行政や学校の責務はもとより、保護者や町民にも役割や協力を要請し、いじめを絶対に許さないというメッセージを子どもに伝えることにより、本町からいじめを根絶して、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を作るため本条例を制定するものであります。条例の内容につきましては、教育委員会次長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

議案第2号、知内町子どものいじめ防止に関する条例の制定について。

知内町子どものいじめ防止に関する条例を次のとおり制定する。

次のページをお開き願います。知内町子どものいじめ防止に関する条例。

本条例につきましては、1ページの第1条の目的から5ページの第17条の委任までの構成となっております。

最初に第1条の目的であります。本条例は、いじめの防止に関し、町と教育委員会、学校、家庭、地域、社会、事業者及び関係機関がいじめの問題の重大性を捉え、子どもの安全・安心について、果たすべき責務並びに役割を明らかにするとともに、いじめの未然防止や迅速な解決のための連携や対処について、基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的としております。

第2条は、この条例で使用するいじめに関する用語の意義であります。いじめの定義につきましては、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、苦痛を感じているものと指定してございます。

第3条は、基本理念であります。町と教育委員会、学校、保護者、町民、事業者及び関係機関等は、いじめの防止に取組み、必要な施策を講じるとともに、いじめが発生した際には、迅速に対策を講じ、また、子どもには、いじめは絶対に許されない行為であるということを理解させなければならないこととしてございます。

それから、第4条から第8条までは、町と教育委員会、学校、保護者の責務や子どもと町民及び事業者の役割について規定しており、子どもたちをいじめからしっかり守っていくという共通認識を町民みんなで共有し、いじめの防止に取り組むこととしてございます。

第4条の教育委員会の責務の第3項と第4項には、町と教育委員会は、子どもをいじめから守るため、関係機関との連携を緊密にすることや必要と判断されたときは、加害児童などの保護者に対し、教育委員会は出席停止の措置を講じることができる規定を設けております。また、第5条の学校の責務では、学校はいじめの防止やいじめを把握したら、早期に対策を講じなければならないこととしており、第6条の保護者

の責務では、第4項に保護者は携帯電話等情報端末の利用に関し、子どもの家庭での使い方や時間など情報環境を適切に管理しなければならない。この部分を新たに入れてございます。

一方、第7条の子どもの役割では、子どもにはいじめにつながる言葉遣いや行動をしてはならないことや情報機器の使用に関し、保護者等と約束事を設けることとしてございます。

第8条の町民及び事業者の役割については、地域において見守り声かけなどをして、いじめに結びつく行動、行為を発見した場合には、速やかに学校や関係機関に情報を提供しなければならないこととしております。

第9条は、いじめ防止に関する啓発活動に関する規定であります。町の広報誌や教育委員会の広報誌、学びの広場の活用などやいろいろな機会を利用して、積極的に啓発活動に取り組んでいくこととしてございます。

第10条から第12条までは、いじめに関する通報や相談があった場合の対応に関する規定でありまして、第10条は通報または、相談を受けたいじめの事案につきまして、調査、調整等を行う、いじめ防止委員会の設置に関する規定でありまして、第11条は、この防止委員会の所掌事務等について、また、第12条では、組織等について規定しております。

第13条は、町長のいじめ防止委員会に対する是正要請に関する規定であり、第14条は、学校、保護者、町民、事業者または、関係機関は、いじめ防止委員会の活動に協力しなければならないこととしております。

第15条は、是正要請等の公表に関する規定であり、第16条は、いじめに関して関係したものの個人情報に関する規定であります。

第17条は、この条例の施行に関する委任規定であります。

附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森永君。

#### ◎ 9番（森永 勉）

条文見まして、すばらしい条文で、このとおりにいたら問題ないんです。ですから、発生したらこうしますよという段階で、今日、調査の資料もいただきました。この中で認知日というのがありますよね。1日で解決する部分がある。でも、この前段でどんなことがあったのかなというのは、本人でなければなかなか分からない。3日も4日も溜めていて、どうしようもなくて報告したものか、この辺が一番課題だと思うんです。いろいろな報道関係見ましても、その対応が遅れたために重大事故につながったというのが多々ありました。教育長に伺いますが、それらを迅速に対応する、子どもさんからまず、こういうことがありましたよという前に、何かあったのかという、何か良い策はないのか、この辺をひとつ伺います。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

#### ◎ 教育長（田中健一）

いじめの問題について、確かに今のお話のとおり、早く見つけて、早く対処すると、

早く解決する。これは間違いなくそのとおりだと思うんです。問題はその早期発見、早期対応をどうするかということで、現在、学校の方で取り組んでもらっているのは、全校態勢では、アンケート調査などを行っているんですけども、いじめに関して発見率がまず、一番高いのが、担任教師なんです。担任の先生方はですね、自分も学校で担任をしたことがありますので、よくその辺は分かるんですけども、子どものしぐさ状況、それから清掃活動だとか、学習活動における子どもたちの関係、これらをですね、少し心を砕いて観察し、見るのが一番の近道だと思います。本町のそれぞれの小中学校、高等学校の先生方、それあたり生徒指導のことについて、日常から研修していますので、つぶさに状況を捉えて、管理職とも相談し、対応の方をしていくというようなことをしていますので、ちょっとご安心してみていただければと。その中でも、起きたものに関しては、迅速に対応し、早期の解決を図っていききたいと、そのように考えていますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

まさしく早期発見、そのとおりだと思うんですが、一番、言いやすいのが、友人や先生ですよ。先生というのは、それほど信頼されなければならない立場の先生でなければならないというのが、まず、基本にあります。総体的に地域ぐるみでやりましょうということですから、そういう面では、家庭でもちょっと子どもの様子が変わったとしたら、声をかけてやる。あるいは、また周りの人もそういう対応を取らなければならない。あと、委員会の設置なんですけど、ここまでいったらなかなか事が大きくなるのかなと。いろいろな個人情報の関係なんかも規制ありますから大丈夫なんでしょうが、その辺であまり段階を踏んでいった場合に、いじめにあっている方の心意がちょっとのびていく可能性が出るのかなという気がするんですね。確証を捕まえない部分というのは理解しますが、その辺をもう少しやっぱ信頼できる先生方、あるいは、両親にどういう形で早めに報告するんだよという指導が、私は一番、大事なのかなと。委員会までいってしまったら、ちょっと、これ私は嫌な感じがするんですが、その辺、教育長。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

ご指摘のとおりだと思います。この条文の第10条、いじめ防止委員会の設置は、今回、大津市であったように、子どもの自殺などのように非常に重篤な場合にだと思うんです。今回、昨日、一昨日ですか、国で制定した、いじめ対策推進基本法の中にはですね、教育委員会として、地域いじめ対策委員会を設けなさいという指摘もあるんです。教育委員会として、重篤なものをどうやって解決するか、以前にこのような調査などを行った場合に、委員の人に集まっただいて、学校の状況などをお話しし、理解をしてもらって、具体的な対応をどうしていくか、話す機会も国から新たな条文で示されていますので、もうちょっと、教育委員会の対応として、ワンランク間においた組織をつくりながら対応していきたいなと思っていますので、よろしくどうぞお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

9番議員の質問と関連するんですが、こういう条例ができたことで、随分、これから見る目も変わってくるだろうし、発見も早くなるだろうというふうに期待しております。いじめに関しては、起きてしまった時点よりも、予防する時点の方がずっと解決するのは安易だし、早くできるだろうという私の経験を基にするとそのようになりますので、その点をこのアンケートを読むと、結構、件数がありますね。このアンケートを読む時点でも、こういう答えはどういうことを言っているのかなという点まで考えて、やってもらえると発見は早いかなと思います。さっき、私の経験と言ったけども、いじめられている子どもは、意外と親にまで発見が遅いというか、なかなか知らせたがらないんですね。弟もいたので、弟にも話していない。あとから聞いたんだけど、何で教えてくれないんだと。私がこういう目にあっているのを親にも言いたくなかったというんですね。だから、そこまでやられたら、先生がいくら対応しても、先生にも話さないで過ぎちゃおうというか、済ませちゃおうとする点があると思うので、このアンケートなどを発端として、発見を早めにしていただけるように、これから進めていただきたいと思います。

それで、議員協議会のときにもちょっと質問したので、この議場でもう一度、説明していただきたいのですが、1ページの2条の（8）番目に関係者と警察署というふうにございますけれども、その警察署との協議の仕方というのをこの間、説明いただいたときには理解できたのですが、もう一度、対応の仕方というんですか、その辺を説明していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

関係機関の中で警察署だけでよろしいですか。具体的には、前にもお話ししましたように、木古内警察署とこの4月に子ども健全育成サポートシステムの協定を以前にも結んでいたんですけども、いじめの問題も含めながら協定を新たに交わしました。それと、もう1つは、文部科学省からの指導なんですけれども、平成25年1月24日の初等中等局長の通知の中で、警察と連携したいじめ事案への適切な対応という文言があります。ちょっと具体的に言いますと、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案については、直ちに警察に通報するとともに、警察との連携のもとに事案の更なる深刻化の防止を図りなさい。それから、もう1つは、警察の方にいじめられた児童・生徒の方から被害届が出されます。それらについては、保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、被害の届けを即時受理することに警察の方でしています。よって、その場合は、警察と緊密に連携し、その捜査に協力すること。具体的には、どんな事例があるかという、これも国の方である程度の例示が示されています。例えば、このお手元にお届けした高等学校の成りすましメールなんですけれども、これについては、刑法として、児童ポルノ提供等の罪になります。よって、それらの罰則が犯罪行為として明記されているものについては、保護者も申し出た場合については迅速な連携、それから、重大なこういう事件があった場合には、学校の方も警察の方に届け出る場合もあると、そういうふうな捉え方で、これから進めていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

いじめばかりではないんですけれども、なかなか立件が難しくて申告しただけでは警察署としても動きづらいという件もありますよね。こういう件に関しても、その点については、同じような視点というか、感覚で捉えられると、一度、言われてもそうじゃないんじゃないかということも感じられたりすると、例えば、教育委員会の方まで、こういうことがありましたというような報告までいくようになっているんでしょうか。それとも、その辺は警察署の方で咀嚼して、これは事件にはならないとか、その辺で止まっちゃうのか、そういうところまで話がいつているのかちょっと教えてください。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

2001年の4月に少年法が改正されまして、少年法の中で刑事罰対象年齢が14歳に下げられました。14歳というのは、中学校3年生なんですけれども、例えば、校内で殴った場合、相手方が傷害事件として警察に告訴した場合には、殴った子どもは当然、今のように刑事罰に問われます。14歳を過ぎたら、少年法の改正でそうになっております。よって、去年の本町のいじめのこともそうなんですけれども、この事案について、保護者の方が警察に告訴をしたいというふうになった場合に、それはやめましょうとか、やめてくださいとか一切、それはしません。それは保護者の自分たちの申し出ですので、それに関しては、我々にしても、学校にしても、どうなさいますかという程度にしか取り扱えないと思います。それから、もう1つは、警察の方でも、このいじめの津市の事件以来、かなり重く捉えていまして、保護者からの訴えに関しては、例えば、関係の子どもたちから全て事情聴取をすとか、それから、昨年の例からすると、持っている携帯電話を全て没収をして全部調べるとか、かなり踏み込んだ捜査もしますので、我々の方から、なあなあ的な、このくらいだったら子どものことだから大目にとというような状況では今ないと思うんです。よって、先ほど少年法の改正と同じことなんですけれども、刑法に触れるものであれば、保護者の方は当然その罰則を求めてきますし、我々としても、そこにはそれはちょっと待ってくださいよというようなことは指摘できない状況です。よって、問題の解消には、十分な保護者間の理解とそれから、子どもたちの日常との情報のやり取りをこれをベースの方になかったら、今のような重篤な問題になってくると思うんです。よって、重篤な問題になった場合には、当事者同士で話し合いをしても無理ですので、第三者機関をつくりながら、その中に入れて、問題の解消を図っていくという手立てを取らざるを得ないのかなと思っているのが今の現状です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほどの9番議員と関連なんですけれども、第12条の1・2なんですけれども、先般、報道等で、いじめ防止法が成立するだろうということで載っていたんですけれども、その中で教育委員会や学校の隠ぺいにつながる規定は盛り込まれていないという話の中で出ておりましたけれども、先ほどの9番議員のやり取りを聞くと、多少は何かの防止策はあるんだろうなと思いますけれども、そういう意味で、知内町の今回

の条例第12条にいじめ防止委員会の委員は7名以内とすると。そして、2項に委員は子どもの人権に理解があり、豊かな経験を有するものから町長が委嘱するとありますけれども、当然、これは外部の有識者入ってのことなんだと思いますけれども、その辺の確認をちょっとしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

12条の1、いじめ防止委員会の委員は7名以内ということで、法務省、法務局等との連携もありますので、人権擁護委員、それから、主任児童委員、町の要するに子どもの状況をつかまえている方、それと、子どもたちの就学関係もありますので、町の就学指導委員会の委員長、それから、青少年健全育成町民会議、町の組織として動いているもの、それから、もう1人は町外から、例えば、その事案によって、大学関係の方をお呼びするか、それとも、児童相談所にするか、または、法務局のもっと違う方にするか、極端な場合には、弁護士等々のこと、要するに町の皆さんの中で6名、残り1名を外部からお呼びしながら、この協議を進めていくという組織づくりを構想していきます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

一応、関係機関は入っていないということなんですけれども、ただ、次の議案第3号に出てくるんですけれども、これ費用弁償が発生するというので、ちょっとそれは後で確認しますけれども、外部の町外から1名ということでもありますけれども、教育長が言われるように、いじめ防止委員会、この多分、発動というのは、本当に重篤な自殺、先ほど説明があったように、自殺、その他、多大な案件が発生したときだけなんだろうなという気がするんですね。そういう場合、一応、議会の中では、あまり委員会には参加しないという方向になってはいますけれども、議会の中から1名、枠を設けていただければ、大変、ありがたいなど。次の案件の費用弁償絡みますので、その辺はどうなるか分かりませんが、何かそういう工夫はできないのか、ちょっとお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

7名の中に議会を1名入れてほしいということなんです、ちょっと即答言いかねます。少し時間をおいて、考えさせてください。お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

今回、国会の方で法律が成立して、9月以降にこれが動くという形で私、理解しているんですけれども、その中で、国の方で調査しましたら、1年も経っていないんですけれども、全国的には、14万4千件のいじめが報告されたということで、大変、私も膨大な数なのかなということで、本当にこれは社会的な問題だと思うんですけれども、今、1番議員とか、9番議員が言いました、いじめ防止委員会、これ本当に頭

になる人もそうでしょうけれども、委員的な人も大変、専門的な知識とか経験がなかったら、これはなかなか引き受けてもらうことができない組織かなと思うんですよね。国の方の部分で、今回できた要約しますと、報道で見ますと、現場もそうでしょうけれども、教育委員会の役割が大変、重要になってくるということを言っていましたので、その辺、教育長として、これから、この分について、教育委員会としてこれからこの問題に対して、もう少しどのような形で具体的に強く取り組んでいくかということ、もし、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

国の方は、国の施策を地域で形をつくって、具体的には、地域いじめ対策計画というのをつくって、そして教育委員会にその委員会をつくり、各学校にもその委員会をつくり、そして学校のその責任に対する明確に、主任もつくるという縦の系列をこの防止条例の中にもってきています。本町の場合には、国のつくった条例そのものには、従っていきます。それと合わせて、今まで学校の方で取り組んでいたものに加えて、日常的なやっぱり子どもたちの状況をよりの確に把握できる取り組みと、その把握したものに基づいて、より適切に対応できる仕組みというのは、やっぱり整えなければいけないと思うんです。具体的には、教育委員会として学校をどうサポートするかという話でありまして、先立ての教育委員会議の中でもそのところをもう少し詳しく、これから煮詰めていこうということになっているんですけれども、具体的には、計画だけをつくって、学校にお任せするだけでは、この問題は解消しませんので、1つには、先生方の力量向上のための研修の機会を設けること、それから、重篤な問題があった場合には、学校の手から離れて、外部の識者によってその問題の解消に努めること。実はこれが学校にとって、一番、大きな問題であって、もう1点は、教育委員会の中にいじめ対策委員会の設置を国が求めていますので、この委員会が設置された場合には、例えば、当事者間で話が通じない場合、学校が入っていても、なかなか問題が解決しない場合、もうワンランククッションを置いて、問題解決されなかった場合は、このいじめ対策委員会というのが機能できると思うんです。要するにこの問題というのは、子どものことですので、いじめた側もいじめられた側も保護者は非常にシビアになります。かばいますので、得る情報というのは、子どもの口から得る情報しかありませんし、お友達の保護者同士が話し合っても、都合の良い話しか入ってきませんから、客観的な立場でものをみてというのは、非常に希薄になるような状況にあります。よって、学校を支援するためには、いじめの対策に関わる組織を教育委員会の中で立ち上げていく必要があるんだろうなど。そうすることによって、話をより円滑に進められるだろうなど。もう1つ大事なものは、保護者がいじめの問題を自分の子どもの問題のほかに社会の問題として捉えていって、お互いに協力をしながら、力も出しながら解決に向けて同じテーブルにのっていきましょうという機運を我々がどうつくるかというのが、一番、根本に関わる問題ではないのかなと思っています。時間は掛かるかもしれませんが、しかし、将来のある子どものことですので、保護者の責務として、また、社会の責務として、責任として、一步一步やっぱり進めていくしかないなと思っていますので、十分なその辺の理解と我々、教育委員会として、学校を支える態勢を整えながら、取り組んでいきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）



ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● **議案第3号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について**

◎ **議 長 (伊藤政博)**

次に日程第12、議案第3号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ **総務企画課長 (手塚恵一)**

議案第3号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開き願います。地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

内容につきましては、議案第2号で制定を致しました、子どものいじめ防止に関する条例により設置されます、いじめ防止委員会委員にかかる追加であります。なお、新旧対照表については、総務企画課資料3ページに掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ **議 長 (伊藤政博)**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ **1 番 (西山和夫)**

説明資料にですね、当然、防止委員会ですから、委員長あるんでしょう。委員長の待遇は、委員と同等ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

同等として考えていました。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

この条例の中では、教育委員会だとか、福祉委員だとか、いろいろあるんですけども、多少、差が付いている部分と付いていない部分があるんですけども、まして、先ほど議論になったように、重篤な案件ということになれば、引っ張っていく委員長の責任というのは、かなり負担がかかるだろうなと危惧するんですよ。そういう意味で、確かに同等で良い部分と悪い委員会といろいろあるだろうと思いますけれども、これだけ厳しい案件を審議する委員会ですから、もう少し委員長と委員の差を付けるべきだと思うんですけども、その辺の考え方は。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

今のお尋ねでございますけれども、実は今回のいじめ防止委員会委員の関係、内部的にもいろいろと組織構成を含めて議論してまいったところです。それで、今、議員お尋ねの報酬、費用弁償の関係で、報酬額に委員長とその他委員でなにがしかの差を付けるべきではないかという、委員長の職責の重さということも考えるとそうすべきでないかというご意見もありますけれども、実際に203条の委員については、必ずしも委員長とその他委員が差を付けるという形になっている部分となっていない部分もある。今、議員ご指摘のとおり部分もありますけれども、現実的には、7名以内ということで、少数の委員で同じように合議体の組織ではありますけれども、その部分はあえて差を付けることは必要としないだろうという判断のもとに今回の条例提案をさせていただきます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほどの条例の中でいろいろと議論がありました。そして、教育長からまず、現場、担任の先生からいじめの状況が確認されるのが一番、早いだろうということもありました。ただ、100パーセント教育長は信じているようですけれども、以前に過去の話なんですけれども、旧中の川小学校の時代に、いろいろといじめの事件がありまして、その担任とその子どもと直接、そのいじめの原因を調査したという経過があるんですね。それで、保護者の方からそれは如何なものかということで、今回、叙勲等の対象になった方なんですけれども、仲立ちをしていただいて、学校でなく、第三者として仲立ちして、解決したという事例もあるんですね。そういうのを考えると、本当にもし、こういう委員会ができれば、そういう事案もあるわけですよ。本当に100パーセント担任の話を用いて良いのか、または、子どもたちが先ほど言うように、やっぱり言いたくないという感情の部分あるんですよ、正直なところ。あまり詳しく。そういう中で、どれが正解だというのはなかなか掴めないだろうと思うんですよ、その原因が。そういう意味で、この委員会というの大変、役割は重くなるんだろ

うと当然、考えますから、そういう意味で、やっぱり委員長と委員のせめて、この委員会に関しては、差を付けるべきだろうと個人的には思うんですけども、その辺、もう一度。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

繰り返しになりますけれども、先ほど来、言っておりますとおり、7名という委員で、確かに委員長というのは、その取扱いをしていただくということにもなりますけれども、現実的には、7名それぞれの委員さんがそれぞれのお立場でいろいろご意見を申し上げながら、1つの方向性を見いだしていくということでございますので、必ずしも委員長だけがその職責の重さということで、報酬額をあえて差を付ける必要があるだろうかということもありますので、今回、このような提案をさせていただきます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

なんで、他で差を付けている委員会があるんですか。それはどういう理由ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。ほかの委員会で委員長、委員それぞれありまして、一部、委員長については、高額ということで差がついてありますけれども、それはそれぞれの委員会においての必要性からそういうふうになってございますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

理解できません。もう少し明確な答弁してくださいよ。もう少し明確に。この事案の委員会の重さというのは、理解しているんでしょう。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時56分 ）

（ 再開 午前11時57分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

ご説明を申し上げます。改めて今、203条の委員の報酬、費用弁償額をちょっと見させていただきましたけれども、委員長、あるいは、会長とその他委員という部分で差を付けている部分で申し上げますと、明らかに町からの諮問等があって、それに対して、行政に対して、その他行政委員会ということの中で、一定の責任を有する対応をしていただく部分でのもの、ですから、例えば、教育委員ですとか、固定資産評価委員ですとか、更には、報酬審議会、更には、民生委員推薦会ですとか、そういう

ようなものになってくるわけです。それで、それ以外、203条の委員でもその他多くあるわけですが、その部分は必ずしも、会長、あるいは、委員長とその他委員が差を付けているということにはなってございますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午前 11 時 58 分 ）

（ 再開 午前 11 時 58 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでありますから、これから議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、ちょっと議会の都合もありますので、1時10分とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

（ 休憩 午前 11 時 59 分 ）

（ 再開 午後 1 時 08 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第4号 知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第4号、『知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第4号、知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の制定について。

知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、説明をさせていただきます。

公共下水道及び湯ノ里地区農業集落排水施設の処理区域外における合併浄化槽設置

者の汚泥を公共下水道処理施設の知内町クリーンセンターで処理するにあたっての搬入方法、手数料、その他必要な事項について定めるため、本条例を制定するものであります。条例の内容につきまして、建設水道課長より説明させていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

1 ページをご覧ください。第1条は目的でございます。知内町クリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処分に関して必要な事項を定めることを目的とするとしております。

第2条でクリーンセンターで収集する区域を定めております。収集する区域は、公共下水道、湯ノ里農業集落処理区域を除いた地区としております。

第3条は、搬入方法です。第1項で、搬入方法は、廃棄物処理条例に従い、加入業者は、廃棄物処理条例第9条により、許可された業者と定めております。

第2項で、搬入時間は、休日を除き午前9時から午後4時半までとしております。

第5条で、汚泥処理手数料を定めております。浄化槽汚泥100リットルごとに180円でございます。この金額は、知内町クリーンセンターの処理費の原価から定めたものでございます。

最後に附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

合併浄化槽、これは汚泥の処理を衛生センターからクリーンセンターに持っていくための措置ということで、そのことによって、浄化槽の年間の管理費等が削減されるという旨の提案だと思えますけれども、以前説明された中で、要するに公共下水道の使用料と浄化槽の年間の維持管理費等含めた中で格差があるということで、これを何とか縮める方向性だと思えますけれども、ただ、これを行っても、まだ現状では下水道と合併浄化槽の格差があるということで、以前、町長が11条検査等々を説明されましたけれども、その11条、今後、どのような形で今、軽減措置を更に深めるのか、その辺をお尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、11条検査に関しましては、法定検査でございますので、これについては、各町村が国の方に働きかけをするということでございます。それと、合併浄化槽と公共下水道の格差があるというところで、現在、この軽減策によって7千円程度、軽減される予定でございますが、それにつけてもまだ格差があると思えます。そこで、この格差の是正方法につきましては、公共下水道に関しては、一般会計で維持管理費を賄っているという実態がございます。そして、合併浄化槽に関しては、皆様方の負担だというあたりもございますので、法定検査につきましては、国の方に働きかけなが

ら、格差是正に関しては、今後、まだ下水道料金を含めて検討しなければならないだろうと考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

1 1 条のほか軽減措置の対応として、まだ更に案があるとすれば、お伺いをしたいと思えますけれども、ただ、1 1 条検査、今、お願いの段階ということでありましてけれども、もし、だめになった場合、各合併浄化槽と下水道の 5 人槽、7 人槽、1 0 人槽、各槽の差額分を検査料を埋めるという形で助成はできないのか、その辺も合わせてお尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

法定検査の 1 1 条検査の関係でありますけれども、先般もお話しさせていただきました。今、北海道合併浄化槽推進協議会の中で、今、議論をさせていただいているというか、提案をさせていただいております、この 8 千円というのは、北海道の単価でありまして、全国の法定検査料を見ますと、これはまちまちであります。それで、受検率も各都道府県によって、大変、受検率も変わっていますので、まちまちでありますので、何とかこの法定検査を優先するのか、それとも、定期検査年 3 回、地元の企業が実施しておりますので、そことの違いがなかなかやっぱり利用者の人方に理解をさせていただけないというふうな状況にありますので、これは今、うちだけの問題ではなくて、北海道全体の中での今、取り組みということで、今、検討をさせていただいておりますので、少し時間をいただければと思っております。

それと、もう 1 つは、公共下水道と合併浄化槽の負担の割合でありまして、なかなかこれをやったとしても、今のクリーンセンターに汚泥を持ってきたとしても、もう少し差があるんじゃないかということでありましてけれども、その辺も含めた中で、今、内部で検討をさせていただければと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

いずれにせよ、いろいろと手をかけながら、最終的には合併浄化槽と下水道の格差をある程度まで是正するという考え方でよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

課長からも今、説明をしていますけれども、基本的に一般会計からの持ち出しをしているという、特別会計に対して。その辺も含めた中で、その形態が果たしてこれからずっと恒久的にやれるのかどうかということも含めながら、その辺も含めて、検討させていただければと思えます。ですから、今の格差を直ちにそれを要するに解消するというのではなくて、その特別会計自体の今後の維持経費等も含めた中で、考慮をさせていただければと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

将来的にその格差是正等を含みながら、今の町長の発言の中には、多分、下水道を値上げするという雰囲気もあるのかなと今、ニュアンスで聞いたんですけども、ただ、今、合併の接続率を上げるために鋭意努力している段階。まして、50何パーセントという、まだ接続率が低い中で、今、下水道の値上げ等を検討した場合ですね、それらに影響しないのか、また、将来的には、やっぱり合併浄化槽もいずれ修理なり、改善なりが必要になってくる。そのときにそしたらどうするのかという問題もありますので、合わせて、いろいろ検討して、将来的には、下水道利用と合併浄化槽の利用が、あまり平等性を欠くようなことのないような形態にしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようでありますから、これから議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 平成25年度知内町一般会計補正予算(第2号)について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第14、議案第5号、『平成25年度知内町一般会計補正予算(第2号)について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

議案第5号、平成25年度知内町一般会計補正予算(第2号)について。

平成25年度知内町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億115万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,814万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加、変更は「第2表地方債補正」による。

恒例によりまして、説明は歳出より行いますので、19ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から528万1千円を減額し、1億8,127万8千円とするものです。内容につきましては、職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものであります。

また、8節報償費では、職員の採用選考に伴い依頼する外部選考委員の謝金として、3万円を追加するものであります。

次のページをお開き願います。3目財産管理費に2億2,450万円を追加し、2億4,705万8千円とするものです。内容につきましては、庁舎の耐震改修工事に伴い、13節委託料に工事管理委託料とし450万円、15節工事請負費に工事費として2億2千万円をそれぞれ追加するものです。なお、財源の内訳、補強工事の概要につきましては、総務企画課資料4ページをご参照いただきたいと思います。

次のページです。12目自治振興費に447万2千円を追加し、2,100万3千円とするものです。内容につきましては、12節役務費、13節委託料で、テレビ電話タブレット端末の活用による生活の利便性を検証するためのブロードバンド利用モニタリング調査事業費として、それぞれ追加補正するものであります。なお、この事業費の財源につきましては、過疎債の充当を予定しております。また、19節負担金補助及び交付金では、コミュニティ整備事業として前浜町内会の格納庫補修事業助成24万4千円、更に自治総合センターコミュニティ助成事業の交付決定を受けたことから、中ノ川町内会の太鼓購入事業助成金として220万円、合わせまして、244万円を追加するものであります。

次に36ページをお開き願います。36ページの7款1項商工費、4目公園管理費、補正額はありますが、財源の振替でございます。

次に41ページをお開き願います。9款1項消防費、2目災害対策費に29万7千円を追加し、658万3千円とするものです。内容につきましては、13節委託料で6月3日に発生を致しました、知内川の濁水対策として、水質検査委託料29万7千円を追加するものであります。このあと、各担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、22ページに戻っていただきます。22ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に55万5千円を追加し、2,255万2千円とするものであります。13節委託料で、子ども医療費等システム保守料として、55万5千円の追加であります。システム導入後、1年を経過したことから、新たに保守契約をするものであります。

次に23ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に123万1千円を追加し、3,144万3千円とするものであります。11節需用費の健康づくり推進地域支援事業の消耗品9万6千円の追加につきましては、健康づくり財団の助成金25万円の内示に伴うものであります。差額の15万4千円につきましては、既定予算計上の一般財源と振替調整するものであります。次に自殺予防緊急対策事業につきましても、道補助金6万4千円の内示を受けたことから4万9千円を追加し、差額の1万5千円につきましても、一般財源と振替調整するものであります。次に12節役務費の任意風しん等予防接種料108万6千円の追加につきましては、説明資料見出し2の生活福祉課の1ページに実施概要をまとめておりますので、その資料で説明をさせていただきますと思います。

資料の見出し2の1ページに、任意風しん等予防接種の実施についてということでもまとめております。目的につきましては、最近、風しんが流行し、特に妊娠初期・中



期に感染した場合には、生まれてきた子どもに障がいを起こすことがあります。胎児の異常としましては、先天性の心疾患、目・耳の障がいなどが上げられております。したがって、町では、任意である風しん予防接種につきまして、一部助成をし、風しん感染を予防するとともに先天性風しん症候群の子どもの出生を予防し、住民の健康の保持・増進を図ることを目的としております。対象でありますけれども、知内町に住所を有する次の方ということで、(1)が昭和54年の4月2日から昭和62年10月1日生まれの女性であります。この方々につきましては、予防接種法の変更のはぎ間に入った対象者でありまして、接種率の低い世代であります。それから、2番目として、25歳から50歳までの男性であります。現在、子どもの男女の幼児期を対象として接種をしておりますけれども、過去の接種につきましては、女子中学生のみということになっております。したがって、妊娠されている方と同居している25歳から50歳の男性を対象としております。ただし、上記のほか町長が特に必要と認めるものは、この限りではないということで、妊娠予定、または、希望している女性で、予防接種済みでありましても、抗体の低い方につきましても、この対象にしたいということで考えております。3点目として、予防接種の種類と負担額であります。基本的には、風しん1回6千円の接種料につきまして、自己負担2千円、町の助成額4千円ということと考えております。これは、北海道で実施しております、苫小牧市等の先行事例もありまして、自己負担2千円、町の助成4千円ということにしております。なお、最近、ワクチンが不足するというこの新聞報道も出されておりますので、麻しんと風しんの混合ワクチン、これも同様の対象にしたいということで、1回9千円、自己負担額3千円、町の助成額6千円ということ対象にしていきたいと思っております。なお、この予防接種につきましては、町の保坂医院、知内診療所の2つをお願いをしたいということで考えております。

それでは、議案の方に戻っていただきまして、24ページになります。4款1項保健衛生費の3目環境衛生費に73万5千円を追加し、894万3千円とするものであります。7節賃金のハチの巣の駆除等賃金30万9千円の追加につきましては、職員の補助員として臨時職員1名を採用しまして、ハチの巣駆除を実施するものであります。次に7節賃金から16節原材料に湯の里共同墓地待避場造成に伴う費用として、42万6千円の追加であります。湯の里地区からの要望もあつたことから、既存の通路の中央付近に長さ15m、幅1.5mの待避所を設置するものであります。箇所図につきましては、説明資料見出し2の生活福祉課2ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に4款1項1目の診療所費に20万円を追加し、1,865万8千円とするものであります。7節賃金と16節原材料費に湯の里診療所玄関のゴムチップタイル工事に伴う費用として16万7千円の追加であります。雨天、それから、冬期間の玄関が滑ることから、ゴムチップタイルを貼るものであります。18節備品購入費で診療所の廊下及び職員休憩室に石油ファンヒーターを購入するものであります。以上で生活福祉課の説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長 (藤谷 亘)

産業振興課関係について説明します。最初に、本日配りました説明資料についてでありますけれども、本日、提案した補正予算の中で、説明が不足と思われた件があり

ますので、1つ目の経営体育成支援事業の概要ということで、新たに添付しましたので、これについて説明させていただきます。また、訂正後の資料ということで、既に配っております、産業振興課関係4ページ、資料の中で、記載の誤りがありましたので、今回、水産多面的機能発揮対策事業計画、新たに4ページ目を付けておりますので、これについて説明したいと思います。

それでは、26ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に851万8千円を追加し、1億533万3千円とするものです。内容については、19節負担金補助及び交付金に経営体育成支援事業補助金として851万8千円を追加するものです。

詳細につきましては、本日配付した、産業振興課説明資料の1ページをお開き願います。経営体育成支援事業の概要であります。事業の目的については、農業経営の発展・改善を目的として、主に融資機関からの融資を活用して、農業機械や施設整備等を行う場合に、融資残の自己負担分について助成を行う事業です。補助率は、整備に掛かる総事業費に占める融資機関間の融資割合等に応じて、最大で取得価格の10分の3以内、ただし、上限額が300万円となっております。農業機械等を買う場合については、だいたい10分の3の補助を受けられると、簡単にそう思ってくれば結構であります。同事業の概要については、総事業費が2,889万6千円、補助率は10分の3以内です。負担区分は、国費が851万8千円、自己負担分は2,037万8千円です。今回、申請したケースについては、5形態であります。事業の中身については、表下のとおりで、事業実施主体は、知内町農業再生協議会となっております。

次に27ページをご覧ください。4目農地費に180万6千円を追加して、1,446万4千円とするものです。内容については、15節工事請負費に上雷地区農業排水路補修工事として180万6千円を追加するものです。詳細については、予算説明資料でご説明致しますので、見出しナンバー3、産業振興課説明資料1ページをご覧ください。工事場所は、上雷馬橋地区の農業用排水路の老朽化によりまして、排水トラフの片面が倒壊しまして補修するものであります。工事内容は、側溝工が延長14m、土留工が延長10.5mを予定しています。なお、当該、排水路は、敷設後、30年以上経過しております。町が過去に整備したものであります。

次に28ページをお願いします。6目農村活性化センター公園管理費に23万5千円を追加して、280万5千円とするものであります。内容については、7節賃金に農村公園案内看板及び簡易トイレ電気設備設置賃金として計7万6千円、14節使用料及び賃借料に案内看板設置重機借上料として4万7千円、16節原材料費に案内看板及びトイレ設備原材料として計11万2千円を追加するものです。詳細については、農村公園案内看板が経年劣化腐食等により損壊したための修築と同公園内簡易トイレの自動照明と換気扇の設置経費を追加するものです。なお、既存のトイレにつきましては、照明、換気扇はありましたが、腐食により、今回、更新するものであります。

次に2項林業費、2目林業振興費に530万円を追加し、2,662万円とするものであります。また、補正額の財源内訳につきましては、木質バイオマス研究調査委託事業費は、当初予算で林業債で組んでおりましたが、道補助金の事業採択がされたことから、地方債の600万円を道支出金へ組替えるものであります。内容については、13節委託料に木造資源貯蔵施設用地調査委託料として50万円を追加。17節公有財産購入費に木質資源貯蔵施設用地買収費に480万円を追加するものであり

ます。

詳細については、予算説明資料でご説明致しますので、産業課資料の2ページをご覧ください。木材資源貯蔵施設についてであります。概要はチップ工場と木質バイオマスボイラーの燃料となる原木及びチップを貯蔵する施設に要する土地の用地取得料、用地買収費であります。用地の概況で、所在地は、字重内1082-1のうち。登記地目は畑、現況地目は原野であります。用地買収については、面積が4千㎡であります。当該地は、住宅地から適度に離れて、まとまった用地もあり、しかも、ボイラー施設に近い場所であるから適地と判断し選定しました。なお、位置図につきましては、記載のとおりです。

次に30ページをご覧ください。4目水源林造成事業費に364万8千円を追加し、375万6千円とするものです。内容については、13節委託料に水源林造成事業除間伐の委託料として364万8千円を追加するものです。

詳細については、説明資料の3ページをお開き願います。水源林造成事業の概要であります。実施場所は、元町地区町有林、スギの44年生と36年生の山林で、実施内容は、除間伐20.8haです。なお、財源については、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターが全額負担するものであります。位置図については、記載のとおりとなっております。

次に31ページをお願いします。3項水産業費、1目水産総務費に117万7千円を減額して、1,465万6千円とするものです。内容については、職員の異動に伴い、2節給料から7節賃金まで不足分の追加並びに不用額を減額するものであります。

次に2目水産振興費に167万5千円を追加して、4,277万4千円とするものです。内容については、水産多面的機能発揮対策事業事務費として、9節旅費に9万3千円及び11節需用費に2万2千円を追加するものです。事務費の財源は、道補助金です。また、19節負担金補助及び交付金に水産多面的機能発揮対策事業負担金として、156万円を追加するものです。本事業は、平成21年度から24年まで実施された、環境生態系保全活動支援事業を踏襲した中で、平成25年度から27年度までの3カ年事業としてスタートしたものであります。事業内容は、従来までの内容に、国民の生産・財産の保全、漁村文化の継承の内容が加わったものであります。

詳細については、説明資料で説明致しますので、本日配付しました説明資料の2枚目、4ページをご覧ください。事業の概要であります。北海道水産多面的機能発揮対策協議会の事務局は、道漁連であります。市町村においては、国・道負担の残額を負担するものとし、そのうち、7割が特別交付税により措置されます。事業費は725万5千円で、そのうち国が508万5千円、道が61万円、町負担は、156万円となっております。その他財源は、農林漁業振興金繰入で充当します。また、活動組織としては、上磯郡漁協が事業主体となり、事業を展開します。主な事業内容としては、海藻の種苗投入、母藻の設置、ウニ密度管理、海況環境調査、海底堆積物の調査及び除去、小学校における料理講習会の開催などであります。

次に33ページです。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に383万5千円を減額して、1,263万3千円とするものです。内容については職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで不足分の追加並びに不用額を減額するものです。

次に2目商工振興費に350万円を追加して、1,795万2千円とするものです。内容については、19節負担金補助及び交付金にサマーカーニバルin知内実行委員会助成として350万円を追加するものです。

詳細については、予算資料5ページをお開き願います。本年度の第29回サマーカーニバルin知内の開催内容については、開催月日が8月14日、従来どおり河川特設会場です。催事の内容については、記載のとおりであります。アトラクションは3種目、歌謡ショーは3ステージにて予定しております。総事業費は744万6千円で、財源は、電力移出県等交付金として350万円、その他実行委員会の自主財源として394万6千円を予定しているところであります。

次に35ページです。3目観光費に15万8千円を追加して、1,154万2千円とするものです。内容については、7節賃金にさわやかトイレ維持補修賃金として1万1千円の追加及び16節原材料費に同トイレ補修原材料として14万7千円を追加するものです。詳細については、道の駅さわやかトイレの女子手洗い自動水栓及び電気温水電磁弁が故障したため、修理費を追加するものです。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

建設水道課関連でございます。37ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に170万9千円を追加し、3,418万5千円とするものです。3節職員手当、4節共済費、7節賃金に人事異動分を補正するものです。

次のページでございます。2目下水道整備費に下水道事業特別会計繰出金として115万円を追加して、1億8,740万5千円とするものでございます。

続きまして、39ページでございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費に385万円を追加して、4,853万2千円とするものです。11節需用費で除雪ダンプのスパイクタイヤ6本分の購入費75万円、13節委託料で町道中ノ川線ほか10路線路面性状調査委託料として310万円の追加でございます。

路面性状調査につきまして、説明資料でご説明致します。見出し4の1ページをお開きください。笹子トンネルの事故を契機と致しまして、国土交通省では安全円滑な交通安全確保のため、社会インフラの総点検を実施しておりまして、市町村に対しても同様の点検を求めています。本調査は、その一環として、国65パーセントの補助により行うものでございます。重要度、使用頻度、整備年度から決定しました町道中ノ川線から涌元線までの11路線、32.9kmを実施致します。舗装面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性の3項目について測定機器により詳細に調査し、目視パトロールで把握できない緊急修繕箇所や今後の効率的な維持管理、修繕、更新計画に必要な情報を収集するものでございます。

議案に戻っていただきまして、40ページをお開きください。4目道路橋梁改良工事費に1,800万円を追加し、4,876万3千円とするものでございます。15節工事請負費に町道森越稲荷線改良舗装工事として1,800万円の追加でございます。道路幅員4mで、今年度は120mを整備し、来年度の完成を考えてございます。整備箇所等につきましては、説明資料見出し4、2ページをご覧くださいませよう、お願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

42ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に588万6千円を追加し、1億1,901万円とするものであります。内訳につきましては、いじめ防止委員会委員にかかる関係分として、1節報酬と9節旅費の費用弁償に合わせて6万9千円の追加と職員の異動に伴う人件費として、2節給料から4節共済費まで合わせて581万7千円を追加するものでございます。

次に43ページ、3目学校給食センター費に157万6千円を追加し、6,545万2千円とするものであります。内訳につきましては、18節備品購入費にかかる補正であります。食材の保管庫や冷凍食材の保管のために使用しております、業務用の冷蔵庫並びに冷凍庫につきましては、古いセンターのものを引き続いて使用しており、購入後それぞれ22年と20年が経過し、機器の経年劣化により性能が低下する等して、食材を一定温度に保てなくなってきたことから、各1台ずつの更新に合わせて157万6千円を追加するものでございます。

次に44ページ、3項中学校費、1目学校管理費に34万8千円を追加し、4,673万9千円とするものであります。内訳につきましては、校舎給水ポンプ、2台あるんですけども、そのうちの1台が故障のため使用できなくなったことから、この修繕に7節賃金と16節原材料費に合わせて34万8千円を追加するものでございます。

次に45ページ、2目教育振興費に50万円を追加し、738万1千円とするものでございます。内訳につきましては、町内在住の町民から教育振興の一部に充てていただきたいということで、実は4月24日に寄付金50万円を受け入れたところであります。なお、この方は、もと知内中学校の校長先生だったということもありまして、中学校と相談したところ、生徒指導にかかわる図書等の要望があったことから、18節の備品購入費に図書購入費として50万円を追加するものでございます。

次に46ページ、4項高等学校費、1目学校管理費に59万5千円を追加し、2億4,244万6千円とするものでございます。内訳につきましては、教職員の異動により赴任旅費に不足が生じたことから、9節旅費に59万5千円を追加するものでございます。

次に47ページ、7項保健体育費、1目町民プール及び子供交流センター建設事業費に2,100万円を追加し、2,300万円とするものでございます。内訳につきましては、13節委託料に町民プール及び子供交流センターの建設事業にかかる実施設計委託料として2,100万円を追加するものでございます。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

続いて、歳入及び地方債の補正の説明を総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、予算書5ページをお開き願います。歳入です。

9款1項1目地方交付税に1,290万9千円を追加し、19億8,451万円とするものです。内容につきましては、この度の補正に伴う財源調整として追加するものであります。

次のページです。12款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料に75万円を追加し、105万1千円とするものです。内容につきましては、今回新たに造成しております公園墓地の使用料として、収入見込額を75万円追加するものであります。

次のページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に201万円を追加し、1,568万円とするものです。内容につきましては、国の交付決定を受けたことから、路面性状調査事業交付金として、社会資本整備総合交付金に追加するものであります。

次のページです。14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に2,263万3千円を追加し、6,725万3千円とするものです。内容につきましては、それぞれ交付決定、または、内定を受けたことから農業費道補助金に経営体育成支援事業補助金として851万8千円、林業費道補助金に森林整備加速化林業再生補助金として、2事業合わせて1,400万円を追加、水産業費道補助金に水産多面的機能発揮対策事業として11万5千円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。5目衛生費道補助金に6万4千円を追加し、8万7千円とするものです。内容につきましては、補助金の交付内定を受けたことから、地域自殺対策緊急強化事業費道補助金に自殺予防対策緊急事業として6万4千円を追加するものであります。

次のページです。7目電源立地地域対策交付金に350万円を追加し、1,016万9千円とするものです。内容につきましては、今回、補正をされました、サマーカーニバルin知内への事業の財源として、電力移出県等交付金350万円を追加するものであります。

次に16款1項1目寄付金に50万円を追加し、70万円とするものであります。内容につきましては、寄付金収入により追加するものであります。

次のページです。17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金に71万9千円を追加し、72万3千円とするものです。内容につきましては、それぞれの特別会計の決算により、公共下水道事業特別会計繰入金では27万4千円、農業集落排水施設整備事業特別会計繰入金では44万5千円をそれぞれ追加するものであります。

2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1,186万8千円を追加し、9,359万5千円とするものです。内容につきましては、それぞれ追加補正事業への財源として農林漁業振興基金繰入金で46万8千円、公共施設等整備基金繰入金1,140万円をそれぞれ追加するものであります。

次のページ、19節諸収入、5項雑入、1目雑入に609万8千円を追加し、1,617万1千円とするものです。内容につきましては、助成金の交付決定により雑入で自治総合センターコミュニティ助成金として220万円、健康づくり推進地域支援事業助成金として25万円、合わせて245万円の追加、水源林造成事業収入では、事業採択により水源林造成事業収入として364万8千円を追加するものであります。

次に20款1項町債、2目土木債に1,800万円を追加し、6,320万円とするものであります。内容につきましては、道路橋梁債で町道森越稲荷線改良舗装工事に追加するものであります。

次に3目教育債1,150万円を追加し、3,740万円とするものであります。内容につきましては、教育福祉施設等整備事業債で町民プール及び子ども交流センター建設事業に同額を追加するものであります。

次に8目林業債から600万円を減額し、1,170万円とするものであります。内容につきましては、過疎地域自立促進特別事業債の木質バイオマス研究調査委託料

で道補助金の交付決定を受けたことにより、同起債を600万円減額するものであります。

次に11目総務債に2億1,660万円を追加し、2億1,660万円とするものであります。内容につきましては、過疎地域自立促進特別事業債でブロードバンド利用モニタリング調査事業へ200万円の追加、緊急防災減災事業債では、庁舎耐震改修工事に2億1,460万円をそれぞれ追加するものであります。

次に3ページをお開き願います。地方債の補正であります。(1)として、追加です。内容につきましては、緊急防災減災事業債に2億1,460万円、教育福祉施設等整備事業債に1,150万円を追加するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりですので、お目通しを願います。

次のページです。地方債の変更であります。内容につきましては、過疎地域自立促進特別事業債を4,960万円に、道路橋良橋梁債を4,750万円にそれぞれ変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費、19ページから21ページの部分であります。

質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

20ページの庁舎の部分で、資料を見ますと、前、小学校建てたときも、かなりもめた経緯があるんですけども、この中で工事管理委託料で450万円見えていますよね。この工事管理委託料の450万円、この業務の責任というのは、どのような形で、責任問題といえども変ですけども、どういう形でこれをやるのか。

それから、もう1つはですね、下の方に補強化工事の概要ですけども、耐震の調査したときにも結構、庁舎内が騒音とかでうるさかったものですから、町長、前の説明のときに、業務に支障のないような形でやるということだったんですけども、この工事やることによってですね、本当に騒音なり、振動なり、本当に業務に支障を来さないような形でできるのか、その辺、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

管理委託について、お答えしたいと思います。管理委託に関しましてはですね、詳細設計、実施設計をした設計事務所と随意契約になろうかと思われれます。通常、設計業者が設計内容について責任を追うところから、実施設計業者が管理を行うと。そして、その設計内容について、確実に履行されているかどうか、工事進捗に合わせて確認しながら、適正な品質のものを作るというところを最後、見届けるという業務であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

耐震補強工事の方の内容について、私の方から説明をさせていただきます。騒音関

係なのですが、どうしても建物、いくら外部補強と言いながらも、音が全くないということはありませんけれども、設計段階では、外部補強ではなくて、内部補強の方が一定程度、工事費も安く上がるという補強内容も上がってきたのですが、今、ご指摘があったとおり、内部補強であれば、事務に支障があるということで、ちょっと高額にはなったのですが、外部補強ということに変更した経緯もございます。また、どうしても内部補強必要な鉄骨ブレスの工事等あるんですが、極力事務に支障のないよう、土日等、事務に支障のないような形で工事は施工していきたいというふうにして考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

建設課長、今、管理委託ですね、工事の管理委託、私が心配しているのは、やっぱり小学校でああいうふうな形で結構、前の課長時代にもいろいろな形で議会でもめた経緯があるんですけども、その部分でですね、私も素人で、この業務の内容というものは把握していないんですけども、今の随意契約で言葉では本当にきちんとしたものをやるための監督だとか管理だということですけども、本当にこれがもし、何かあった場合にですね、この人たちの業務の責任の度合い、取り方というのは、どういう形でなるのか、もし、変な話ですけども、そういうことになった場合には、この立場の人間はどういう形で責任取るのか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

完成後の不具合についての責任の所在というところだろうと思います。設計、管理、そして、施工、3社の三つどもえで1つの建物を作っていくわけですが、例えば、完成後にですね、どこか不具合が出たときには、それが設計上の問題なのか、施工上の問題なのか、もしくは、ある程度、許容範囲されるやむを得ないものなのかという判断を見極める必要が出てくるだろうと思います。ですから、何かそのような現象等が出てきたときには、まず、私ども建設水道課建築が窓口になりまして、3社でその現象について協議し、そして、果たしてそれがどこの責任かというところをまず見極める必要があるかと思います。そして、その結果ですね、設計管理が悪いということであれば、それなりに設計事務所の責任を考えていかなければならないことも出てきますし、施工会社であればまた施工会社というところかと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと議案と少し離れるんですけども、耐震、今、工事を進めるということがありますけれども、以前、前課長に事務所と言っているか、各課が入っているところなんですけれども、その耐震化どうのこうの以前にですね、町民の誘導態勢、どう避難態勢を取るのかということで、マニュアル等の整備を急いだらという話をしているんですけども、協議しているんですか。津波マップは各家庭に津波のハザードマップは配られましたけれども、肝心な、町民がここに来て、事務手続するわけですけども、その態勢ですよ。やっているんですか。一度でも話し合ったことありますか。



◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。大変、申し訳ございませんが、私が今、4月に今の担当になりました、まだ進めておりません。ただ、この後、早急にですね、防災計画の見直し等も進めていかなければなりませんので、その辺も含めて進めてきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと認識甘すぎません。何回も言っているんです、これ。一般質問でも言いましたし、どうも危機管理の態勢が町長、どうなんですか。甘いと思いませんか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1番議員の指摘でありますけれども、危機管理甘いんじゃないかという指摘でありますけれども、我々、今、早急にその体制を整えるべく、今、準備をしているというふうに理解をさせていただいております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほどから逃げの答弁ばかりなんですよね。はっきり明白に言ったらいいじゃないですか。謝罪の一つもできないんですか。私に謝罪するのではなく、町民なんですよ。明日でもあったらどうするかということでやっているでしょう。危機管理があるからこの耐震工事するんでしょう。やらなくてもいいじゃないですか、そしたら。今のような答弁ばかりなら。もう少し事務屋も町民側に立って、反省するものは反省して、やるべきものはやると素直に言えば、こんなにイラ立つこともないんですよ。素直に言ってくださいよ、認めて、明日から早急に協議するなら協議する。どうも事務方の答弁聞いていたら、もうややこしくてイライラする。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

説明致します。先ほど言いましたが、今、現時点では、進めておりません。それで、先ほども言いましたけれども、防災計画の見直しも含めてやっていかなければならないことになっておりますので、早急に議員のおっしゃるとおり、早急に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

参考までにですけども、先ほど、内部と外部と建設費が違うということなんですけれども、外部と内部どのくらいの差がつくんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。外部と内部でどのくらいというのは、今、ちょっと手元に資料はないんですけども、前回の協議会の際に説明致しましたけれども、事務に支障のないように外部補強を外部に変えた。それから、設計事務所が外部審査を経なければならぬので、それを申請した際に3.11後の新たな基準に基づいて指導を受けて補強箇所が増えております。それらを合わせて、5千万円程度増加しています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

資料なんですけれども、やっぱりそうやって説明した以上は、外部と内部、これだけ差があって、要するに内部は事務的に支障を来すから、外部を選びましたという細かい資料も付けてくれた方が、我々とすれば審議もしやすいですよ。なぜ、今、はじめて、5番議員の中で、外部と内部を比べた場合は、内部の方が安いだろうという発言聞いたような気がするんですよ。前回したという、どうもその辺の認識がない。あるとすれば、私の聞き漏らしだと思いますけれども、やはり数字的にも的確に上げて、こういう感じの数字が上がってきたので、こちらを選ばせていただきますみたいなことで、その数字を出して、またその工法等で、また耐震の見方が違う場面も想定されるわけですよ。そちらの意見ばかりでなく、我々はそれを基に審議するわけですから、もう少しその辺の配慮をしていただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

2款総務費関係を終わりました、3款民生費、22ページです。

3款民生費ありませんか。なければ、4款衛生費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

任意風しん等予防接種料の関連質問なんですけれども、私の認識がちょっと間違っていたのか、先ほど、民生課長が説明した事項とちょっと違うんですけれども、例えばですね、女性、昭和54年、54年ということは、33歳でいいですか、以前、ちょっと報道で雑書きで書いたので正しいかどうか分からないんですけれども、男性の場合、23歳までは個別接種を2回受けていると。そして、25歳まで幼児期に個別接種を受けていると。そして、34歳、ここに来てはじめて中学校のときに個別接種を1回受けて、34歳以降は、男性が1回も接種していないと。女性は中学生のときに集団接種で1回あるという聴き取りの中で、ちょっと雑書きしていたんですけども、それに基づいて言えば、23歳が免疫がない可能性、任意ですから、免疫がない可能性もあるということですよ。だから、ここで33歳という年齢出していますけれども、その辺、どのように整理すればよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

今、予防接種法でいきますと、今、現在、生まれて12カ月から23カ月に1回、それから、小学校入学前に1回、それから、この3月までは中学生の1年のときに1回というようなことでやってきたんですけれども、予防接種法の改正がありましてで

すね、それで今、対象になっております、54年の4月2日から62年の10月1日の方については、ちょうど法律の改正、予防接種法が改正になっていまして、この間のこの対象者の人が、要するに、はざ間に入って、接種率が低い世代に入っているということでもあります。したがって、必ずしも全員が全くしていないということでもないと思っておりますので、したがって、中には抗体を持っている方もいるということです。実際にこの町内に178人、対象者がいるんですけれども、実際に妊娠されてですね、抗体検査をして、ありますという人もいますわけですね。したがって、対象としては、この178人を対象として、今、推計しているんですけれども、中には抗体を持っている方もいるということをご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そうであれば、その34歳までということは、個別ということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、受けている方、受けていない方、今、課長が言われるとおり、ある方ということになれば、23歳まで引き下げて、要するに抗体のある人は、検査で分かるわけですから、そういう方は、当然受けなくていいわけですから、23歳で要するに妊娠可能なもう年齢になるわけですから、やっぱりそこまで遡って対象年齢を引き下げるとというのが、私は基本、後はだいたい報道と似たり寄ったりの中身なんですけれども、そこだけちょっと引っかけたものですから。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

そこですすね、さっきもちょっと説明したんですけれども、ただし書き、ここに町長が特に必要と認める者については、この限りではないという項目を付けたんです。したがって、年齢、今、ここの対象になっている178人以外であっても、抗体の低い人、この方については、希望があれば、要するに抗体検査をして自費でやらなければならないわけですから、その方についても町としては補助金を出しましょうということでもあります。そういうことで理解をしていただければいいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

広報で周知するんだと思っておりますけれども、こうやって昭和54年と謳ってしまえば、33歳しか対象にならないんだなど、単純に考えるじゃないですか。それ以降、例えば、20歳でしたら、この町長の一筆あるからと言っているけど、私、対象になる方という、そういう判断しますか。できれば、どうせであれば、そこまで言っているのであれば、何も引き下げたって構わないよう気がするんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。あくまでも、これはこの方々が、はざ間として抜けているということで解釈しているということです。したがって、今、言われるようにですね、それ以外の者だめなのかということ、必ず、出てくると思うんですよ。したがって、全部やりますよということになると、やった方もいるわけですよ、実際に。だから、そ

うなると、抗体を検査しなければ、あるかないかというのは分からないわけです。したがって、年齢を下げるということになれば、抗体があってもまたワクチンを接種するということにつながるということもあるわけですから、したがって、私たちは今、周知する方法の中にはですね、対象になっている人、それから、妊娠これから予定している人についてはですね、保健師の方でそういうPRをしていけば、クリアできるのかなと思っています。したがって、広報だけでなく、保健師からもそういう説明をしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

私の認識が悪いのかもしれませんが、先ほどの繰り返しになります。女性の場合ですね、34歳から51歳までは、中学生のときに集団接種ありなんです。それ以下が要するに個別接種だから、報道はあくまでも23歳以上34歳までの間の人、免疫がない可能性が非常に大きいという判断しているんですよ。だから、23歳からやりますということなんです。今の課長の答弁であれば、34歳以上は逆に集団接種があるわけですから、逆に抗体を持っている可能性が大きいということじゃないですか。逆に確立から見れば、逆にその23歳から31歳までの方が低いという判断になりませんか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

今、昭和54年の4月2日というのは、34歳ですよ。ですから、それから昭和62年の10月ですから、26歳です。だから、その期間については、要するに予防接種法のはざ間で接種を受けていないということで、受けた方もいると思います。任意もありますから。ですから、法律の中では、ここがはざ間ですよということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

申し訳ありません。認識謝りました。それで、もう一度、23歳から25歳が、要するに25歳以上というのは、ちょっと勘違いしていたんですけども、昭和62年以降ですよ。それが要するに中学生のときに個別1回あると。ただ、23歳から25歳までの間は、個別接種があるかないか、これもちょっと定かではないということで、2年のちょっとそこが同じような考え方で2年抜けているということなんです。申し訳ありません。それでどうするかということ。これで終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

基本的にですね、国の法律の中で、抜けているのが54年の4月から62年の10月ということです。したがって、これだけであれば、対象としてこれだけであれば、ちょっと不具合があるのかなということで、我々もそれ心配したんですよ。したがって、町長が特に認めるということをして1項目付けて、そして拡大をしてあげましょうということをやっているわけですよ。ですから、抗体検査をして、もし、ワクチンは接種しているんだけど、抗体検査をして、抗体が低いということであれば、町とし

てはそれは補助しましょうということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

23ページの自殺予防緊急対策事業なんですけど、うちの町でもご案内のとおり自殺する人が増えてきたような、そんな感じがします。4万9千円ということなんですけれども、どのような対策を取るのか、1点。

もう1点につきましては、先ほど知内墓地のですね、条例が可決したところでありまして。議案には関係ありませんけれども、議会の所管事務調査でも共同墓地と言ったらいいか、合同墓地と言ったらいいか、そのことについて、札幌方面まで研修視察にも行った経緯があるわけなので、今回の拡張に伴ってそれらの計画も出てくるのかなという思いを期待をして今までいたわけなんですけれども、それらについてもですね、今回、拡張して、60区画を拡張したということで、これからもまだ120くらいの区画が将来、またあるということですが、工事費に伴いながら、墓地も金額が上がっていくわけなんです。そういうふうなこともありますので、共同墓地についてのその計画が実際にあるのかないか、今後、町としてもどういうふうにしていったらいいのかということをお聞きしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。まず、23ページの自殺予防でありますけれども、これは当町でも自殺をする方おりますので、まず、うちの職員がですね、保健師を中心として、研修をするということを考えております。それから、もう一つは消耗品費ということで4万9千円計上しておりますけれども、自殺予防のパンフレット等を購入したいということで考えております。

それから、2点目の共同墓地の関係につきましては、今、町の方で墓地の造成ということで、今回、60区画ということでやっています。それから、昨年度は道路等の整備もしておりますので、共同墓地につきましては、全くないということではなくて、前向きに今、検討しているんですけれども、今、すぐ手をかけるという状況にはないだろうという状況もありましてですね、それで先般も墓地を管理している方々にその共同墓地の関係につきましてもご意見いただいています。それから、民生委員等の研修でも話をしておりますけれども、「絶対、欲しいよね」という人もいれば、「いや、どうなんだろうね」という人も中にはあるんですよ。その辺の意見をもう少し集約してですね、場所的には確保できるようなことになっていきますので、今後の造成する場所もありますし、それから、今、道路を整備した中で、空き地もありますので、将来的なことは、もう少し時間をかけてやっていきたいなということで考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

1点目の自殺予防、職員の研修をまずして、そして、パンフも配付したいということなので、それはそれでいいんじゃないかなと思います。

ただ、今の共同墓地、合同墓地と言うんですか、それについては、前向きに検討したいということなんですけれども、今、ご案内のとおり、少子化に伴う高齢化時代です

ね。だんだんうちの町も空き家も多くなっている、亡くなる人が多くなっていく、しかし、その光景として、若い人方が墓地の管理もできない状況の人が結構、出てきていますね。そういうことだから、将来的ではなくて、早急にやはりこの辺も計画、すぐというわけにはいかないから、そういう計画はやっぱり早急に進めてほしいと思います。もう1回、お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。前にも同じような内容で質問いただきまして、説明していますけれども、今、町の方でもですね、無縁仏といいますか、要するに海岸に死体上がってですね、その方たちの5体か、6体、今、お寺に預かっているのもあるんです。実は。それらも整理しなければならないという部分もありますし、それから、今、言われたように、将来的な不安等も家族が少子化になっていますので、墓を見ていただけないという話も十分あります。ですから、先ほども言いましたとおり、もう少し町民の意見を集約した中でですね、前向きに進めていきたいとは思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7番（敦澤良子）

町民のお話も聞くということなので、その辺については、やっぱりアンケートみたいな、そういうことも必要ではないのかなというふうに思うんです。できればということで、お金のこともあるものだから、経済的なこともあって、実際には、自分のうちでお骨を持っている人、お寺に預けられないという人も中にはいるんですね。子どもさんが遠くに離れているので、そういった中では、お袋方が好きなようにしてくれというような感じになっているものですから、実際にそういうアンケート調査をやる気があるのか、ないのか、最後に。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

なかなかアンケートというのは、難しいと思います。ということは、やはり賛成という人もいれば、中には絶対必要ないよねというものもあると思うんですよね。したがって、その辺はもう少し皆さんの意見を聞いた中でですね、どうしてもアンケートが必要だということであれば実施しますけれども、もう少し町民の皆さんの意見を聞いた中でですね、進めていきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7番（敦澤良子）

町民の皆さんといたらアンケートみたいなものなんだから、そういうことに関連するんでないかなと思うんですけれども、どの辺からそういう町民の人方と話をするのかというのもまたね、その辺ももう少しやっぱり本当に困っている人方の私はよく分かっていますので、聞いてください。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

ご説明を申し上げます。7番議員、以前からこのお話をされておまして、確かに一番、今、うちの町で問題なのは、さっき生活福祉課長も申し上げましたとおり、現に無縁さんの部分、お寺さんにお預かりしているケースがあります。それで、議員、皆様方、札幌の方、視察をされてきているんですけども、札幌市の場合には、例えば高齢のご夫婦がいて、片方が亡くなれると、後々、そのお墓をみれないということで、最初から片方が先立たれた段階で、そこに入れるというようなケースもあるというふうに、必ずしも無縁さんということではなくて、そういうふうにお聞きしています。ただ、この部分については、アンケートをやって、過半を占めたからやるとか、やらないということではなくて、やっぱり幅広くいろいろなご意見を頂戴した上で考えていかなければならないことかなというふうに思っています。ですから、やるのがだめとか、良いとか、単純な割り切りではなくて、もう少しいろいろなご意見をお伺いしながら、そういうものを醸成していく必要があるんだろうなと考えておりますので、今、しばらくお時間をいただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

私も23ページの部分で、ちょっとお伺いしたいと思います。先ほど課長の説明の方で、26歳から34歳ということで、この中の説明資料を見ますと、足りない場合は、混合ワクチンの部分で3千円の負担ということなんですけれども、うちの町も現在、人口、実質的には5千人きっていると思うんですよ。若い人たちに1人でも多くの子どもたちをつくってもらって、うちの町の人口を増やしてもらいたいと、変な言い方ですけども、そういう形ですすね、若い人たちの支援をするためにですすね、風しんのワクチンが足りない場合、混合ワクチンですから、その自己負担3千円ということなんですけれども、できれば、そういう方でも、もし足りない場合に、混合ワクチンになった場合2千円でできるような形ということを考えてもらえないのかなということ。

それから、話は変わるんですけども、今回、子宮頸がんのワクチンの部分で、国の方で今回、障害者が出たということで、今までの予防接種法のあれから任意接種に変わったと思うんですけども、その辺、うちの町としては、この問題について、どのような形で取り組んでいくのか、その辺、2点ほどお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは説明します。1点目の負担金の関係ですけども、この任意の風しんの予防接種につきましてはですすね、実は5月の頭くらいから検討してきました。その当時はですすね、まだ風しんが流行ってはいたんですけども、そんなに数が多くないということで、単体の風しんワクチンで確保できるという見込みがあったんですけども、今、現在、全国で1万人を超えて、ワクチンが不足しているということがありましてですすね、最近の情報としては、風しん単体のワクチンでは、まず、確保は厳しいだろうという状況です。それで、今、麻しんと風しん、これは子どもの場合は法定になっていますので、全額町で負担しているんですけども、その子どものワクチンも不足する傾向があるということで、子どものワクチンを一番先に確保しないさいということがまず、出てきています。それから、これから妊娠しようとしている女性の方、そ

れから、現在、妊娠されている方の旦那さんの接種をとということで、今、うちの町内の2つの医療機関にお願いをしてですね、何とか混合ワクチンを手に入れるようお願いをしてあります。ただ、どの程度、希望が出てくるか分かりませんが、全員にあたるだけは今のところ難しいだろうと。それで、今の状況でいきますと、半年から1年、そのワクチンを作るのに掛かるということですから、相当、厳しい状況なのかなと思っています。それで、料金の設定につきましてはですね、負担額の設定につきましては、実は去年、子どもの任意のワクチンにつきましても、認めていただきまして、水ぼうそうですとか、いろいろ認めていただいたんですけれども、この分についてもですね、自己負担、1千円とか、2千円、もらっている部分もあるわけです。負担していただいている部分ですね。したがって、子どもさんにもそういうことで負担していただいている部分があるものですから、お父さん、お母さんについても、自己負担額につきましては、2千円、3千円ということで、お願いをしたいということで、こういう整理をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それから、子宮頸がんにつきましてはですね、この3月までは実は任意で実際に実施したんですけれども、3月までは個人の自由だったんですね。ところが、4月から変わりましたね、国が任意から定期接種にするということで変えたんですね。それで、うちの方でも22年から実施して、140名に予防接種したんですけれども、たまたま接種後の副作用については、訴えた方は1人もいなかったという今、状況でございます。それで、今後、どうするんだということですが、6月の14日に厚生労働省の中の専門部会で委員さんが5人いるんだそうですけれども、この5人の委員さんが要するに副作用があるということで、慎重にということで、それも意見が分かれて、3対2で決まったという状況だそうでございます。したがって、その状況が実は6月の17日の月曜日にこのパンフレットが国から届いております。これをですね、早速、対象者、今年、17人当町であります。実際に終わった方が4人、終わった方も含めてですね、17人にはこのパンフレットを渡して、実際に電話でも保護者に連絡を取ってですね、これからは積極的に今、進めないという国の方針が出たということをお知らせしてですね、ただ、そのワクチンはですね、要するに子宮頸がんには有効性があるというものははっきりしているんですね。ですから、有効性があるのと、そういう副作用があるというリスクが両方あるんですよということを周知した中でですね、説明をして、そして、実際に実はこのパンフレットを配布したあとにもですね、ワクチン接種した方もいます。したがって、町としては、積極的には進めないということに思っていますけれども、そういう方もいますので、したがって、今後についてもですね、十分、国の情報をですね、提供していきたいと思っておりますし、それから、情報収集を的確にしてですね、保護者の方に周知していきたいということで、今、考えております。そんなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

子宮頸がんの方は分かったんですけれども、風しんの方ですね、今、国内の製造する薬は足りないと、国の方も何回もテレビ報道で流れていますけれども、その中で、こういう医療関係の方であれば、外国ではもうほとんどこれが風しんは発症していないと。過去の病気みたいになって、日本だけがこういう形で流行しているということで、海外からこういう薬を輸入すれば、事が済むんだということを言っている医学博



士の方もおりますので、その辺、町としては、国の方にこういう形の働きかけというものをこれからしていくのが本当だと思っておりますけれども、その辺、どうですか、考え方。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。なかなか1つの自治体でそういう要望を出すということは難しいと思いますけれども、それは町村会なりでそういう対応をしていくんだろーと思っていても、1つの町では、なかなかやっぱり厳しいと思います。ただ、それ以前にやっぱり国としてですね、今、不足しているというのははっきりしているわけですから、最近の情報としては、海外からの輸入等も含めてですね、検討しているということで聞いています。そんな状況だと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほどの5番の子宮頸がんに関連してなんですけれども、1,900人が発症して、重篤が350人ということで、結果的に3対2で呼びかけを中止したということなんでしょうけれども、ただ、今、その副作用で、痛みを訴えている方々なんですけれども、後遺症が残ったとしても救済制度があるということで、これも従来どおり活用できるということなんですけれども、ただ、報道の中では、要するにそれがワクチンのせいなのか、どうなのかということで、なかなか認めてもらえないということで、大々的にやっていたけれども、その万が一ですね、確かにここでは考えたくないんですけれども、万が一、その後遺症が出た場合、町としては、国のような対応をするのか、それとも、あくまでも、ワクチンを接種して、その後の症状として、明らかに因果関係があるだろうということになれば、その制度を更に究明した中で、町が独自にその医療費の負担を救済するとか、そういう考え方はあるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

まず、定期接種ですから、国の法律に基づいて行う予防接種ですから、これは国が責任を取るということです。したがって、町が責任を取るということではなくて、国が要するに補償も含めて実施をするということになるということです。ただ、任意で今、例えば、風しんですとか、昨年度の水ぼうそうですとか、任意の予防接種、町でも助成を出してやっているわけですから、これについて、もし、そういう事故が発生した場合については、町は予防接種事故災害補償規定というのを作ってまして、全国町村会の総合賠償保険に加入しています。したがって、これらの保険から任意の場合は対象として医療費を支給するような形もできると思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

解釈なんですけれども、その救済制度の因果関係が明らかに子宮頸がんが原因だということを確認をされなくても、任意の場合は、そういう保険制度を活用できるということなんです。それとも、この制度の中でも救済できなかった方でも、その制度を使え

ば、救済できるということなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。そこまではですね、全国町村会でも拡大はしていないと思います。したがって、やっぱり因果関係というのははっきりさせないと、なかなか厳しいのかなと思います。それで、今、救済されない部分もありますよということを先ほど話がありましたけれども、確かにこのワクチンというのは、新しいワクチンで、平成22年から実施したワクチンなんですよね。したがって、その因果関係というのが、まだまだはっきりしていない部分があるということなものですから、今後、その辺、整備された中で、補償等が国で責任を持ってやるんだろうというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

やっぱり23ページの風しんについて、確認でちょっと聞きたいのですが、今、日本で1万人からの患者が出ているんだけれども、アメリカなんかではゼロなんだそうです。アメリカ以外のほかの国も何千人とかいうふうには出ているんだけれども、アメリカがゼロというのは、この風しんに関してのワクチンを全員一斉にやったんだそうです。その結果、今、現在ゼロという数字が出るんだそうです。ですから、それに則ってやると、日本も本当は全員やって、ワクチンを接種すれば、効果はあるんだろうという話でした。ただ、ワクチンが足りなくて、輸入すれば済むらしいんだけれども、ワクチンが足りないということも話しています。ちょっと確認したいのですが、知内町の場合でも対象する年齢の方がこうやって決められています。ですから、その人たちも一斉に、本当はその前後の人もやった方がいいんだろうけれども、一斉にやった方が効果があると思う。この人だけがやって、こっちはやらないというと、またぐちゃぐちゃとなかなか収まりきれないというふうな結果になると思うんです。それで、さっき5番議員の谷口さんが、料金について、2千円とか、できれば、2千円というふうに統一した方がいいと思うんだけれども、自己負担が発生することだから、もし、あなた対象ですよという場合でも、自己負担があるということで、受けませんといったら無理にとは言えないんだけれども、なるべくというか、絶対に受けてもらうような態勢にはなっているんですか、なっていないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。さっきもちょっと説明したんですけれども、今の法律の中ではですね、男女、子どもの時代に予防接種をしましょうということになっているんですね、今はです。先ほども言いましたけれども、生まれて24カ月までに1回、それから、小学校入学前の1年間に1回ということで、2回、これは男女、今、やっているんです、実際に。今の子どもたちはですね。ただ、今、風しんに罹っている人というのは、さっき言いましたけれども、男性の方が多いです。約1万人の7割が男性の方なんです。ということは、女の方でも中学生に過去に風しんのワクチンを打っている方もいるわけですよね。男の人は対象外だったんです。ですから、男の人が今、増えている

という状況なんです。それで、その増えている人たちに、じゃあ、全部、ワクチン打てばいいでしょうということになるんでしょうけれども、それはまたそうもならないんです。ですから、その辺はやはりこれから子どもを大事に育てたい、産みたいという方についてですね、この今の要綱の中でですね、何とかワクチンの予防接種をしていただいて、そして、元気な子どもを育てていただきたいということで、町ではこれを整理したということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6番（泉政栄）

私も何か自分で分かっているながら、是非、全員受けるようお願いしてというような、変な言い方しているんですけども、町としては、受けないという方には、無理して受けるというような行政指導はしないということによろしいのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。そのとおりです。ということは、今、さっき説明した女性の方、今、対象にしているのが178人、それから、男性の方が633人対象にしているんですけども、全員の分は実は予算持っていないんですよ。女性の方の3割、それから、男性の方の2割分しか今、予算持っていません。ワクチンがどんどん進んでいったときに、予防接種が進んでいったときに追加補正しようかなと思ったんですけども、今、現在、そのワクチンが不足している状況だということですので、今の2割、3割もかなり厳しいのかなという状況だということでご理解してください。

◎ 議長（伊藤政博）

4款の衛生費の質疑です。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

24ページのハチの巢駆除の部分で、課長、先ほどの説明で、臨職の方を1名雇用してやるという形で、この辺の事業形態、どういう形でこれを進めるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。実は予算委員会するときにも話が出されまして、ハチの巢駆除を委託方式にする方法もある。それから、臨時ということもあるということも含めてですね、説明したんですけども、実は委託しているところを調査しました。それで、実際に委託しているのは、江差町であったんですけども、ここについては、民間の法人に委託をしているという状況で、ただ、駆除する場合に実費を徴収するということもあるんですね。ですから、タダではないんですよ。したがって、その辺の整理も必要になってくる。それから、ケガ等が起きた場合にですね、やはりきちんとした保障に入っていないとなかなか契約できない部分があるものですから、したがって、法人との契約については、もう少し時間をかけないとできないというような判断になりました。それから、管内的にはですね、全く駆除していないところもあります。それから、大きなところについては、民間の業者さんを紹介するというところで終わっているところ

もあるんですね。そんなこともありますので、将来的には有料化も含めてですね、検討しなきゃないと思っています。それで、今回、賃金として計上したのはですね、うちの職員2人が実際は今まで対応しているわけですから、通常の勤務もありますので、なかなか2人体制は厳しいということで、1人の臨時職員を付いていただいてですね、何とか対応したいと。それで、今、考えているのはですね、午前中に受付をした分につきましては、午後から駆除に入りたいと。したがって、今、ここに30万9千円の計上をしておりますけれども、半日分の60日ということで計算をしましてですね、5,150円の60日分を計上させていただいております。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

この問題については、前も予算委員会で課長に役場の貴重な人材を危険な目に遭わせるのはどうかということで、前も町長のとときにハチの防護服ですか、5万円とかで役場と消防に2着くらいずつ配付したという経緯があって、その中で、消防はとても人的問題で、出せる余裕はないということで、ほとんど役場の職員の方が年間、24年度、23年度では、だいたい何百単位とやっていると思うんですけども、その辺の分ですね、やっぱり低いところならいいんですけども、やっぱり高いところ、結構あると話を聞いたものですから、私も心配してそういう形でしたんですけども、やはりなかなか今の部分でありますと、まだ何年かそういう経過措置をやって、最終的な結論を出すということなんですけれども、本当にこれ大丈夫なの。こういう若い職員もそうですけれども、今度、臨職の方というと、はっきり言ってある程度の第一線を退いた方がメインになるのでないかと思うんですけども、その辺、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

金額的にも当然60代前後の方ということで考えています。したがって、非常勤の補償、ケガされた場合ですね、それらの対応もできるということで、非常勤の職員を1名ということで今、考えております。したがって、今後につきましてはですね、やはりいろいろなケースがありましてですね、スズメバチですとやっぱり危険性を伴うものですから、我々も行かなければいけないんですけども、普通の地ハチ、市販のスプレーで取れるようなところもですね、実は300数件のうち半分以上がですね、そういう個人でもゴム手を履いて取れるような巣なんですよね。それらもみんな来るものですから、それもやはり今後、その辺の周知もしてですね、自分で取れるものは自分でやってもらうということも含めてですね、周知していきなというように考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

4款衛生費終わります。

次、6款農林水産業費。26ページから31ページであります。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

29ページの木質資源用地買収、これに関して、貯蔵施設等の参考資料あるんですけども、4千㎡、ここで要するにチップだとか、作業的なものをするんだと思いま

すけれども、このあと、どのようなここに設備、重機も含めてですね、ここに要するにそういう必要な機材というのは、どの程度、ここに集約されるのかお尋ね致します。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

ご説明致します。只今の施設のこれからの利用の仕方ですけれども、まず、建物として事務所、それから、トラックスケール、それから、保管庫、製造施設、チップ製造です。それから、道路として物販、搬入した木材を各それぞれ乾燥させなければならぬものですから、貯木場としての場所へそれぞれ通行する道路、それから、原木保管スペースということで、順次、保管されたものからチップへ製造するもの、それから、その他資材置き場ということですね、これからまた順次、機器類については今後、またそういった構想も今、これから考えておりますので、これからまた細かい機器類については説明していきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それらをこれから機材等、事務所等もこの用地の買収の中で進めるということでありまして、この面積で十分だということに理解してよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

当面ですね、この面積については、今後、これから庁舎とそれから、プール、これについては、十分対応できると。ただ、これから、どのような形でですね、量が多くなるかは分かりませんが、当面、この4千㎡の中では、十分、確保ができるという状況になっています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

先ほど、この資料の説明の中でも用地買収、4千㎡480万円ということで、坪あたりになれば、単価4万円の価格ということ。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと単価、計算間違っているよ。

◎ 2番（木村 一）

4千円か。この辺の土地の実勢価格ってどのくらいするの。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

土地については、従来ですね、道路、町としては、どちらかと言えば、道路、敷地ということで、過去、数年間の売買事例を参考にしまして、通常、畑であれば、平米700円、坪2,310円です。また、田んぼについては、平米1千円ということで、購入されております。ですから、あの近辺についても、過去に調べましたら、だいたい平米、田んぼになれば、1千円の買収事例がございますので、現地は、畑に準ずるものとして、平米7千円を基準にしております。また、今回、建物もですね、含

まれますので、通常、畑ということで地権者もそれぞれ結構、用地も持って、それぞれの地価単価もありますので、従来の公共用地を買収するときに建物もですね、若干、少しみてくれないかと、結構ですね、要望もあります。実際、そういう売例地については、そのものの宅地ということでは入れませんが、準、あるいは、準々宅地ということで、5割とか何割とか下げる形で、用地を交渉しながら整理させていただいております。ですから、基本的に土地については、畑の値段で700円ということで、これ以上、ちょっと難しい状況になると思いますけれども、何とかこれで進めたいと思っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

32ページの水産多面機能、今回、環境保全系の支援が4年のところ、3年で切れたんだと思います。そのあと、この制度ができて、今、進めている状況の中で、この事業概要の中に今までマーケティングでやっていたような、要するに小学校で料理講習等ですね、開催、または、その活動組織の中に、町内会と学校等も入るという中で、これを進める上でですね、活動組織の中で、この事業概要の中身を進める上で、活動組織の中で、支障が出て来ないんですか。スムーズに活動組織の中で、予算の中で事業を進めるということが可能だということで進めていくんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

従来は、この事業の中ではですね、環境生態系保全活動ということで、漁協が主体でやっておりました。国の方で、今回ですね、新たに国民の生命、財産の保全、漁村文化の継承という項目を付けよという新たに追加したものでありますので、ただ、この事業を推進していくためには、漁協だけでは難しいねということで、基本的に漁業者、例えば、料理講習会にしても浜の母さんの力も必要だと。当然、子どもたちですから、各小学校、学校の協力も必要だと。強いては、学校にこだわらず、もし、町内会もそういう事業を展開したいということであれば、地域をあげて、協力を得ながらですね、進めなければならないということでありまして、漁業者・学校・町内会、これらの協力を得ながら、総体的にこれから活動組織をですね、立ち上げて進めていくということの前提となっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先般、報道の中で、漁業の補助の体制ということで、なかなか単独ではどうのこうのという報道がありました。その中で、こういう制度的なものを活用して、漁業の振興も合わせて町民、国民の付加価値も高めようということなんだろうけれども、ただ、受ける側として、果たして、この制度が今後、ずっと続くのであれば、どうやっても町内会、学校だとか、いろいろなものが入ってくることによって、思うように気遣いが多すぎてというのか、なかなかぼんぼんぼんぼん、漁業者自らの意見が言えないという。ただ、方向性が概要みても分かるように、こういう方向性ですから、仕方ない部分というのはあるんですけども、どうなんだろうね、過去の担当したこともある副町長、これ制度的にこのまま進めるということなんだろうけれども、国が

ね、もう少しこれ何とか今までのような体制の中で進める、もしくは、せめて、活動に関しては、漁業者優先で中身の精査等、できるような格好にならないですかね。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

現在の事業でありますけれども、基本的に21年から25年ということで、国の方で5年間、整理された中ですけれども、なかなかこの国の情勢からいろいろな面からですね、今年、1年間繰り上げて、24年で1回、事業を打ち切ろうと。新たな展開で、国の方で展開されたことですから、ただ、5年でなく、当面3年と。今の情勢で3年を1つの目途ということで、政策的な面が強くなるんじゃないかということもありますし、なかなかこれはやってみなければ分からない状況ですけれども、特に1町内会なり、1小学校でできることではないし、3年間経つと、一通り町内の状況も一回りすると思いますので、3年度間の事業ということで、何とか進めていけるのではないかと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに6款、ありませんか。

8番、吉田君。

◎ 8番（吉田峰一）

29ページ、先ほど、2番議員がお話しました用地買収の件なんですけれども、多分、課長はこの現地をみているだろうし、状況もどういう状況なのか分かっていると思います。登録上は、畑地ということで、現状は荒れ地の原野ということで、私もすぐ隣にいて、畑を作らせていただいているという状況の中で、いずれ後継者がいなくなって、農地を手放す等々があると思います。今、現状、我々がいろいろな農業をやりながら、農地の価格というのはどんなものかなということだと。今、提示される、これは反当たり約120万円というような状況です。実際、我々が手放そう、じゃあ、買ってください、売ってくださいと、通常、現状売買をやると、この3分の1にはならないですけども、半分以下であるという状況の中で、現在、これを私が農地だと言って、例えば取得しても、2年や3年は農地になりません。そんな状況で、目的が公共の事業をするための工場施設を建てるんだという目的であっても、我々、その隣接されている農家、例えば、町内の農地全体の底上げになるんじゃないかと、こんな懸念をしているので、その辺のもっと具体的な算出方法があったのであれば、教えていただきたい、こう思っておりますので。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

基本的には確かに土地の売買ですから、地権者と購入者がいます。ただ、私どもとしても、まず、用地の場所ですね、場所をどういうふうに定めるかということで、やはり安くていいところがあれば、近くにあればいいんですけれども、なかなか地域の中で、バイオマスを作る工場の中で、どの辺が一番、将来的にこれからまた継続していく場所が適地かということで、面積も4反歩必要だと。逆に将来的に大丈夫かというくらいですね、地域のこれから振興どんどん進む中で、ある程度、今後の想定される用地も含めた中で、この4千㎡ということは、なかなか場所的には少ないものがあります。また、地盤的にもいろいろと調査聞いた中ではですね、下の方は結構、砂

利がありまして、排水については特に問題はないと。地盤としても悪くない土地であるということで、建物についても、そのまま建築的には十分耐えられるということで、あと住宅地が騒音があった場合には、どうなのかということも含めましてですね、総合的に考えまして、また単価については、なかなか町は大小の面積ありましようけれども、畑については、通常700円ということでですね、買った売例ありますので、何とか地権者の方もこの地域と同等のですね、値段で買っていた。確かに面積の大小ありますけれども、この辺、建物建てられる場所であるということも多少、加味しまして、基本的には、畑、確かに480万円ですけれども、基本的には畑の値段をベースにして、何とか1つお願いをしたいということの交渉の中でですね、やっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2 時 5 6 分 ）

（ 再開 午後 2 時 5 6 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、木質バイオマスの貯蔵用地の買収の関係であります。今、2番議員、それから、8番議員から、ご指摘がありましたけれども、私は決して高い買収単価だとは思っておりません。というのは、所有者が今、川沿い線に張り付いている部分であります。これは当初は、坪単価当たり安く売買していたんですけれども、今、現在、坪当たり3万円で売買してるということであります。ただ、その道路から、要するに離れて今、場所を選定させていただきましたけれども、実はこれ森林組合が既に地主さんと契約を交わしている土地であります。ですから、今回は、基本的にはチップ工場を建設するにあたって、その委託の部分については、まだはっきりは申し上げられませんが、森林組合の方で担っていただければという私なりの考え方を持たせていただいています。それと、今回、新規就労で2名の方が、今、6カ月でありますけれども、新しく地元の若い人方が今、採用をしているということもありますので、そんなことを含めた中で、全体の中で、確かに原野で要するに畑が平米当たり700円という売例がありますけれども、私はこの算定にあたって、一応、その施設、4千㎡の中の525㎡については、建物を建てるスペースという理解をさせていただきました。その段階で、近傍の重内の1067番地、これは宅地評価になってはいますが、平米当たり4,270円という単価に今、なっています。近傍単価であります。ですから、525㎡建物を建てるものについて、525㎡については、平米当たり4,270円ということで、224万円という試算をさせていただきました。そのほかの3,475㎡、これについては、これはなかなか地主さんの方に申しづらかったんですけれども、平米当たり700円ということで、何とかご理解をしていただいただけませんかということで、243万円ということで、460万円という試算をさせていただきました。そんなこともありまして、地主さんと協議をさせていただいて、了解をしていただいたということで、今定例会で議決をいただいた場合については、8月までに売買契約を結ばせていただければという内容になっているということで、ご理解をしていただければと思います。それで、今、8番議員がこの単価で買うことによって、近傍



の畑地、田んぼの単価を上げてしまうんじゃないかというご心配でありますけれども、私は全くそれは心配ないと思っています。今の原野として買わせていただく、それから、今、森林組合として、そこを使ってもらっているということでありますので、私が今、買おうとすることについて、その単価が他の要するに畑地等で買う場合の参考にはなり得ないというふうに思っておりますので、ご理解をしていただければと思っております。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに6款ありませんか。6款の質疑なければ、6款の質疑を終わります。

続いて、7款商工費。商工費ありませんか。

それでは、8款土木費。37ページから40ページになります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、9款消防費。41ページです。

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

議案とは直接関係ありませんけれども、先般、消防訓練、大変、町民の財産とあと、生命を守るために日夜努力している消防団員に対して敬意を表したいと思えます。その後、我々も消防団とちょっと懇談会で、今、消防団も大変、高齢化しているし、新規なかなか加入者もないということで、その辺も加味して、新しくせっかく消防団に入ったのに、聞くところによれば、制服、これから何十年も消防団活動をやっていく中で、制服が新しいものが貸与されないとか、お下がりをもらっているとかという、だから、そういう不満が出ちゃう。その辺、どういうふうになっているのか、ちょっと実態をお願いしたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

今、2番議員のご質問でございますけれども、消防団の制服の関係かというふうに伺っております。それで、従来、ずっと消防団、制服貸与ということでやっていたんですけれども、なかなか予算の関係もあって、新しいものに更新ということままたまならなかったんですけれども、昨年、今年ということで、署の方から予算要望が上がってきて、順次、それは整備をしていっているという状況でございます。ただ、今、手元に詳しい資料持って来てございませんので、この2カ年で全て充足するまで至っているかどうかというのは、今、何とも申し上げられませんが、要望上がってきているものについては、順次、更新を進めているということでご理解していただければと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

せっかく町のために志を持って、加入してくるんだから、せめて、制服くらいは何十年も活動していく上で、やっぱり新品は貸与してますって、要望としてというよりも、是非、お願いしたいということで、私の方から言うておきます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

その点は、十分、心得て、これからも対応してまいりたいと思っています。なお、昨日の訓練大会でもご覧になってお分かりかと思いますが、署員並びに団員ともに新しい制服がほぼ揃っているのかなというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連して何ですけれども、一応、ここで消防訓練あったように、それぞれ地区毎というか、班割りの中で活動しておりますけれども、ただ、火災が発生すればですね、地区も何もあったものじゃなくて、要するに中ノ川でもやっぱり涌元・小谷石、それぞれいけば、消防団としての責務の中で、消火活動に参加をしたいと、参加をしたいというよりも、安全を守りたいという、消火活動をしたいという、やっぱり気持ちはあるわけですよね。ただ、今の状況を聞けば、どうしてもその活動に参加すれば、日当というのか、手当てが発生するというので、予算がないということで、何か消防の火消しに参加して良いのか悪いのかというところがあると聞いています。その辺はやはり日頃からそのために活動しているわけですから、やっぱりそういう火を見たら、真っ先に消火するという訓練を受けているわけですから、その人たちが出たから予算がないとか、そういうレベルではなくて、あくまでも消火活動には、班割りを関係なく参加できるような体制を取っていただきたいなと思いますけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

ご説明を申し上げます。先般の涌元の家屋の火災のときも実は近い団員だけでなく、結構、全町的に団員が駆けつけていただいておりますし、火災出動も多いということの中で、消防団の皆さん方、それぞれ仕事を持ちながらでありますけれども、一生懸命、消火活動に従事していただいているところであります。それで、私も署の方に確認をしたところでございますけれども、実は火災が発生した場合に、できるだけ速く対応するというのもあって、まず、近くの団員に声がけをします。ただ、遠いところの団員がその情報を得て来ても、それは拒むものも何ものもないですし、それと、予算的なことで、そういう縛りは設けてはおりません。現に昨年、24年度も出動が多かったということで、年度末近くに補正もさせていただいているところであります。ですから、予算が窮屈だからということで出動を控えるようにということではなくて、可能な限り消火活動、参加して従事していただきたいということで、これからも署の方にもまた話を申しておきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

多分、近年であるのか、過去の話なのか、その辺は分かりませんが、ただ、いまだに認識として、そういう認識を持っている以上は、やっぱりどこかではっきり積極的に参加してほしいと。仕事で要するに町内回って、たまたま地区外であっても、やっぱり消火活動に参加して、応援をいただきたいという旨はやっぱり伝えて、現場まで、末端まで伝わるように、訓示なりしていただければ、大変、ありがたいと思っ

ておりますので、町長も何かの機会がありましたら、積極的に参加するよう呼びかけていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1番議員のご質問に対して、副町長の方から説明を申し上げたとおりであります。基本的には、今、2番議員の関連もありますけれども、なかなか町内のやっばり若い人方が消防団員としてなってもらえないという、今、状況にあります。私は役場職員、何人か今、団員として頑張ってもらっていますので、これから機会がある度に役場職員に対してもですね、何とか地域のそういう安心・安全のために、役場職員としてもその辺の考え方を持ってもらいたいということは話をしたいと思っています。それと、もう1つ、町内会活動については、積極的に各町内会に参画をなさいたいということは、私はずっと言い続けてきていますので、そんなことでこれからも対応していきたいと思っていますし、予算がないからそれを拒むという話は、これは一切、ありません。ただですね、以前に要するに今、実施をしています、訓練の部分やら、それから、要するにサイレンを鳴らさないで要するに現場に走るとかいうことは、以前にあったようでもありますけれども、私は署の方にきちんとその辺は伝えてあります。地域の皆様方で、一生懸命頑張っている団員の皆さん方がいるんだから、きちんと今、防災行政無線できちんと団員に連絡できるようなシステムにもなっていますので、その辺はもし、議員がそういう話を聞いたなら、「いや、そういうことはないよ」ということをですね、言っていただければと思いますし、うちらもその辺、きちんと徹底をしていきたいと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

今、9款の消防費ですが、ほかにありますか。

西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

知内川の水質検査、前回、汚濁水の説明がありました。それで、基となる箇所なんですけれども、鉱山だったという話もありますけれども、それは本当なんですか。今回、水質検査したという話もちらっと聞こえてきたんですけれど。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

行政報告でも申し上げましたけれども、北海道の局の方に行ってきた時点では、一切、そういう話はありませんでした。それで、1番議員、どこからの情報なのか分かりませんが、基本的に先ほど行政報告で申し上げたとおりであります。要するに崩れた場所、そして、どういう条件でそういう状況になってきたのかを要するに積極的にというか、早急に調査をしながらということでもあります。それで、今日も桧山の方から連絡をいただいたのは、道の局の治山課長がすぐ現地に入って、状況を確認するというのも今、報告として受けていますので、その辺は、今、鉱山跡地どうのこうのというのは、まだうちの方としては、全くそういう情報がないので、そういう情報があれば、うちらも大変だと思っていますけれども、一切、その辺の情報はまだ掴んでおりません。そんな状況でありますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それで、知内川の水質検査をするということで、以前にも海の方も検査、ついでにお願いをしたいということで、漁協にも尋ねたところ、北電で水質調査していますので、それでいいんじゃないかという、ちょっと自分としては物足りない回答が出てきたんですけれども、現状、そういう事例があったんだということで、浜の方、ちょっと歩いてみたんですけれども、やっぱりコンブ、海藻類、または、底建網ですか、異常に泥が付いたということで、陸の2段目あたりまでなんですけれども、それでなんだったんだろうなど。それが今しているかどうか分かりませんが、そういう状況もありますので、できれば、浜側も認識深く取っていただければありがたいんですけれども、町としても海の方、何とか単独でも調査していただければありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

水質検査については、私も関係者の皆様方に説明を申し上げたときに、まず、それを安心していただくために、当然、水質検査、必要だという判断で単独で今、走らせていただいて、今、予算計上をさせていただいておりますけれども、ただ、今、今日現在見ると、この前もちょっと雨降りました。すぐ状況を確認したら、そんなに濁りが無いんです。それで、今、21日にも契約しているということでもあります。これは浄化をするための部分であります。ただ、先般、行ってきたときは、その1基でまず、やらせてもらいますよと。それで検証をさせていただいて、その1基で浄化ができないということになると、2基、3基までという話をですね、治水課長の方から言っていたきましたし、局長もそういう考え方を持ってもらっているなという考え方で帰って来ています。ですから、まず、その濁り、これから、私は相当の土砂が河川にきっと堆積しているんだろうと。ですから、洗い流されてしまって、それでよしという話ではなくて、その土砂が海に流れ込む、それから、堆積しているものが大雨のごとく濁りが出てくるということが一番、心配するんだよということも言わせていただいておりますので、その辺、十分、1番議員が言われたように、養殖をされている皆さん方に支障のないように、うちの方で対応させていただければと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確認なんですけれども、サケの稚魚に関しては、5月末の事案でしたから、その頃に放流はもう終わっていたということでもありますけれども、アユに関しては、5月から7月という話を聞いたんですけれども、その辺、分かる人いますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

一番、私も心配しているところがございます。その濁りが1週間前に知内川の5箇所に要するに稚アユを放流しているんです。それで、先般ですね、うちの担当が頭首工に行った時点で、頭首工が今、オーバーフローしています、この時期は。その下に

張り付いているアユが相当、見えているということと、それから、大橋の下もですね、相当の群れが今、見えています。ただ、心配なのは、ヘドロが玉石に付いているし、それから、付着していますし、砂利にも付着しています。それが藻が今、食べて成長していく魚でありますので、どんな形で影響があるのかというのは、これは本当に時期になってみなければ、生育が今、友釣りをやる人方にその辺の情報をということ話をさせてもらっていますので、その辺、影響があるかなしかというのは、もうちょっと時間が必要なのかなと、そんなふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

9款消防費、ほかになれば終わります。

それでは、10款教育費。42ページから47ページです。

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

非常に私、根拠のない質問で申し訳ないんですが、47ページの町民プール子供交流センターの設計委託費2,100万円なんですが、我々、一般的に見て、正直なところ高いなという気がするものですから、それらの試算する根拠、概略的に教えていただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

設計委託料の積算についてでございますが、この積算に関しましては、国交省、北海道、設計基準がございます。それに基づいて積算しているわけでございます。そして、その積算基準というのはですね、建物の大きさ、そして、建物の用途、これによって設計技術者何名、経費いくら、設計委託料いくらというような積み上げ方法になっております。ですから、今回の2,100万円につきましては、およそ1,200平米のプールと幼稚園の施設があるという条件で積算したものでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

単純といえば単純なのですが、建物大きさと単純に言って、プールの構造ということ、例えば、庁舎の耐震構造ということと全く構造的には違うわけですよ。そういう意味で、概算の予算ですから、委託予算ですからこれより下がることだろうと思うのですが、そういう単純な発想で予算を取っていくということで理解していいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まずですね、これにつきましては、補助事業なので、その積算基準に関しては、明確なルールに基づいて積算しなければいけないというところが1つございます。それと、あと、現在、設計コンペやっておりますので、その設計コンペの設計事務所に関してもですね、適切な積算基準で予算立てしておりますよというあたりを示しながら、良い品物を作りたいと、かつ良い設計事務所を選びたいというところからですね、2,100万円計上してございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに10款教育費、ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、ほかに全般、歳出で質疑漏れございませんか。

それでは、歳出の質疑を終わりました、歳入一括質疑を行います。

9款の地方交付税から20款の町債まで。5ページから18ページであります、質疑ありませんか。

地方債の補正も含めて歳入質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。再開は、3時30分と致します。

( 休憩 午後 3時16分 )

( 再開 午後 3時32分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第6号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第6号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

議案第6号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,625万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明を致します。5ページをお開きください。

5ページ、1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴税费に17万3千円を追加し、235万9千円とするものであります。13節委託料に総合行政システム改修業務委託

料として17万3千円の追加であります。内容は4月の国保制度改正により軽減判定のためのシステムを改修する委託料の追加であります。

次に6ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費に1,057万3千円を追加し、2,957万3千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金に保険者負担分として1,057万3千円の追加であります。本年度療養給付費の見込額を追加するものであります。

次に2款1項4目の退職被保険者療養費に5万6千円を追加し、15万6千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の保険者負担分として5万6千円の追加であります。

次に8ページ、2項高額療養費、2目の退職被保険者高額療養費に143万5千円を追加し、401万5千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金に保険者負担分として143万5千円の追加であります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金に17万3千円を追加し、6,351万9千円とするものであります。特別調整交付金として、国保システムの回収分17万3千円の追加であります。

次に4ページ、4款1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金に1,206万4千円を追加し、2,675万円とするものであります。現年度分の療養給付費交付金で退職被保険者給付費の予定見込額の追加であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第7号 平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第7号、『平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,644万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。6ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に27万4千円を追加し、1,497万2千円とするものです。28節繰出金で平成24年度決算により収支黒字分27万4千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページでございます。2目施設維持費に158万2千円を追加し、6,339万8千円とするものです。13節委託料で汚泥運搬処分委託料43万2千円の追加でございます。これは合併浄化槽汚泥の受入れに伴う増加分を見込んだものです。なお、浄化槽汚泥は、240トンを見込んでございます。次に計装機器点検整備費に65万円の追加でございます。脱水機の測定機器類、一部、電機部品に不備不具合が発見されたことにより、点検整備費を追加するものでございます。15節工事請負費で浄化槽汚泥受入設置工事として50万円の追加でございます。計装機器点検整備箇所及び汚泥受入設備設置工事内容につきましては、予算説明資料見出し4の3ページをご覧ください。

続きまして、歳入をご説明致します。3ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料で浄化槽汚泥処理手数料43万2千円を追加し、48万2千円とするものでございます。

次のページでございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金として115万円の追加でございます。合わせて、1億4,658万8千円とするものです。

次に5ページでございます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で前年度繰越金として27万4千円を追加して、27万5千円とするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご説明致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。



---

● 議案第 8 号 平成 2 5 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 1 7、議案第 8 号、『平成 2 5 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第 8 号、平成 2 5 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

平成 2 5 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 1 6 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4 ページをお開きください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費として 4 4 万 5 千円を追加して、5 9 万 2 千円とするものでございます。2 8 節繰出金で、2 4 年度決算により収支黒字分を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございます。3 ページをお開きください。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で平成 2 4 年度決算により収支黒字分を繰越金として追加するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第 9 号 知内介護保険条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第9号、『知内町介護保険条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第9号、知内町介護保険条例等の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例等の一部を次のように改正する。

知内町介護保険条例等の一部を改正する条例。

内容につきましては、総務企画課資料で説明致しますので、総務企画課資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページから8ページにそれぞれ4条例の新旧対照表を記載しております。

知内町介護保険条例。知内町後期高齢者医療に関する条例。知内町営住宅管理条例。知内町水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例。これらの条例では、それぞれ個別の条例で延滞金の算定率を定めているところではありますが、今回、それを延滞金額の算定は、知内町税条例の例による、というように改正することで、今後は地方税法等の改正に伴い、延滞金の算定率が改正になった場合、町税条例のみ改正することと致します。

議案の2ページに戻っていただきたいと思います。

附則として、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第10号 知内町債権の管理に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第10号、『知内町債権の管理に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第10号、知内町債権の管理に関する条例の制定について。

知内町債権の管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、説明をさせていただきます。

町税並びに国民健康保険税等にあつては、納税者等の公平、公正の見地から滞納整理事務運営方針に則り、滞納税等の回収に努めているところであります。各種債権等にあつても、納付の公平、公正を推進するためには、債権管理の適正化と債権回収の取り組み強化を図るとともに、町税等と異なり、滞納処分を講ずる権限のない使用料や貸付金等の債権を強制的に回収するための手続及び消滅時効等の権利放棄の規定を明確にして、町税等と同様の取扱いをするために本条例を制定するものであります。条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、説明は資料で行いますので、総務企画課資料9ページをお開きいただきたいと思ひます。

9ページには、条例制定の背景及び位置付けということで、今、副町長が説明した内容を記載しております。町が有する債権の管理及び回収の取り組みを強化することで、納付の公平性と自主財源の確保を図るものであります。

次に11ページをお開きいただきたいと思ひます。11ページに条例の具体的な内容を記載してございます。個々の法令で強制手続が規定されていない非強制徴収公債権、それと、手法上の契約等に基づく私債権、それらをその他の債権と定義し、差押えなどの強制執行や延滞金の徴収及び徴収停止や債権放棄を規定するものであります。これによりまして、町の債権について、適正に管理するとともに納付の公平性、自主財源の確保を図るものであります。

それで、議案の5ページに戻っていただきまして、附則と致しまして、施行期日がありますが、この条例は、平成25年7月1日から施行する。また、経過措置と致しまして、第7条の督促、第11条の規定の延滞金については、平成26年4月1日以後に履行期限が到来するその他の債権について、適応するというふうに謳ってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

2点ほどちょっとお尋ねしますが、今、私債権、あるいは、公債権という言葉がありました。たまたま今日、1番議員、一般質問されました国営事業、町が徴収団体になっている部分がございますが、これらはどの位置づけになるのかということが、まず、1点であります。

それと、これだけ条例が制定されまして、渡島桧山の回収機構、それから、町独自の徴収係もいらっしゃるわけですから、渡島桧山の回収機構、私は必要ないのではないかと思うわけですが、この辺の考え方、ひとつ、お尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。国営土地改良事業の負担金については、ちょっと時間をいただいて調査させていただきたいと思います。公債権には間違いございませんが、強制執行権があるのかどうか、それはちょっと調査させていただきたいと思います。

それと、渡島桧山の滞納整理機構の関係なんですけど、前にもちょっと協議会等でご説明をしたと思いますけれども、確かにうちの町としても、現在、強制執行、手続をしております。ただ、渡島桧山滞納整理機構については、管内の他の市町村との協議の中で立ち上げたという経過もございまして、単にうちの方も強制執行権、事務手続をしているということのみではなかなかその辺、難しいのかなと思っております。その辺は他の町村とも協議をしながら、進めていかなければならないだろうと思っておりますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

まだ時間頂戴ということではありますが、2番目ではありますが、あえて、他の町村に合わせなくていいのかなと。いくら協議して入ったにしても、必要ないもの必要のないもので、脱退してもかまわないのかなと思っておりますが、そういうことではだめなんですかね。何も意味のないものに入ろうということ。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

渡島桧山の滞納整理機構の関係でのご質問であります。それで、うちが今、平成24年度から強制執行に移っているので、委託をしなくても自前でやれるんじゃないかというご意見だと思っております。それで、今、課長の方からも説明ありましたけれども、基本的には、各町村、滞納額が要するに増えていって、なかなかやっぱり強制執行まで移っていけないという背景がありました。その中で、1つ組織の中で、そこを中心として強制執行ということでの経過があるということで、まず、その辺は議員ご理解いただけたらと思っております。それで、今、言われるように、確かに町独自の取り組みをさせていただいておりますけれども、すぐそれを要するに脱退ということは、1つの組織として、今、動いていて、そこにうちも組織の一員として、参加をさせていただいているところでありますので、強制執行に移っている町村、うちだけではありません。渡島桧山管内で、今、そういう強制執行の事務手続をされているという町村も増えてきています。その中で、私もその中の議員の立場として、今、ご指摘いただいたものについては、きちんと考え方を説明した中で、今後、どうすべきなのか、それから、今の組織をどういう形で継続していくのかについてもですね、議論をさせていただければと思っております。ですから、すぐうちが24年度から強制執行に移ったからその組織を脱退するという話ではなく、お互いの組織の一員として、今後、どうあるべきかということを議論させていただければと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

1点目のご質問の土地改良事業にかかる分担金の関係なんですが、個別の方で強制できるというふうになっていますので、強制執行権でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第11号 知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第11号、『知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第11号、知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の制定について。知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、説明をさせていただきます。町税並びに国民健康保険税及びその他使用料等の納期内納付を促進して、これらの滞納防止を図り、納付の公平、公正を確保するとともに、納付履行について、著しく誠実性を欠くような場合には、対象となる特定滞納者等に対して、やむを得ない措置として本町で実施している行政サービスを制限するために必要な事項を定めるため、本条例制定をするものがあります。条例の内容につきましては、政策室長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

それでは、お手元の総務企画課の説明資料でご説明を申し上げます。見出し1の総務企画課の13ページをお開きいただきたいと思います。条例制定の趣旨なんですけれども、第1条で定めます趣旨と致しまして、只今、副町長からご説明を申し上げましたとおり、滞納の防止を図り町民の信頼と公平感を確保するために、著しく誠実性を欠く場合のそのような滞納者の方、もしくは、その世帯構成に対して、町が行っております一部の行政サービスを制限しようということでございます。著しく誠実性を欠く場合という詳細のことは、条例の中で謳ってはありませんが、今日、議決

をいただいでですね、施行までの間に町民の方々にどのような場合に著しく誠実性を欠く場合となるのかということとは別に詳しく周知をしたいと考えております。

第2条と致しまして、サービス制限の対象とする税と歳入金の特定でございますけれども、こちらの下段にあります、町税条例に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税にはじまりまして、税のみならずこちらに記載のとおり、公営住宅の使用料ですとか、幼稚園の保育料・学童保育・水道・公共下水道など、11項目の公共料金等で、更には12項目目と致しまして、その他、特に町長が定める料金等の滞納があった場合に、サービスを制限する内容でございます。

次の14ページでございます。どのようにそれでは、サービスを制限する対象者、サービスする認定をしていくかということでございますけれども、まず、町民の方々からいろいろなサービスの申請で役場にみえます。その際に申請者から同意をいただいて、いろいろな税のほか、いろいろな各種料金の納付状況を確認させていただいた上で、滞納があった場合には、こちらに記載のとおり特定滞納者等審査委員会というものを開催致しまして、サービス制限対象とする方とすべきか否か、どのサービスを制限すべきかということとを判定致します。4番、特定滞納者に対し、制限するサービス等と致しまして、条例では詳しく規定はしてございません。規則に委任ということでございますけれども、こちらにも記載のとおり、1番目、町有財産の貸付に関することにはじまりまして、9項目目、水道事業の給水装置工事事業者の指定に関すること。

次に15ページ目に続きまして、ふるさと創生事業の補助金からはじまりまして、最後、教育振興基金条例に関する奨学資金の貸付ですとか、合計35項目のサービスを制限しようという内容でございます。

条例に戻っていただきまして、条例の3ページ、施行期日でございます。町民のサービスを制限する条例という内容でございますので、6カ月間の町民周知期間を定めた後、こちらに記載のとおり、平成26年1月1日から本条例を施行したいという内容でございます。以上です。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第12号 知内町暴力団排除条例の制定について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、議案第12号、『知内町暴力団排除条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第12号、知内町暴力団排除条例の制定について。

知内町暴力団排除条例を次のように制定する。

建設工事等の公共事業及び自治体が設置する公共施設から暴力団等を排除することを目的に平成20年度以降、各都道府県で暴力団排除条例が制定されてきたところがありますが、市町村にあっても、暴力団の排除推進によって、地域経済の健全な発展と町民の安全で平穏な生活を確保するため、本条例を制定するものであります。なお、条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

説明につきましては、総務企画課資料で行いたいと思いますので、16ページを開きいただきたいと思います。

16ページに知内町暴力団排除条例の概要ということで、1番目で条例制定の趣旨を記載してございます。目的につきましては、黒ポツの2つ目、それから、1番最後の黒ポツの5つ目にこの条例の目的について記載をしてございます。それで、条例の実際の概要ですが、2番目に記載しておりますが、まず、目的ということで、第1条に記載しております。内容は1番目に書いてある目的と同様でございます。それと、定義につきましては、第2条で定めておりまして、暴力団及び暴力団員等を定義しております。基本理念については、第3条で定めておりまして、町、町民等が連携及び協力のもとに暴力団排除を推進するということが記載してございます。町の責務は、第4条に記載しております。警察等関係機関と連携した暴力団排除に関する施策の実施等ということで記載してございます。町民事業者の責務については、第5条に記載しております。暴力団排除に関する施策への協力、情報の提供等を記載してございます。町の事務事業における措置については、第6条に記載しています。建設工事等からの排除措置であります。また、公共施設等からの排除については、第7条に記載しておりまして、施設の利用の不許可等でございます。町民及び事業者に対する支援については、第8条に記載しておりまして、警察と連携した安全の確保を支援することとなっております。それと、青少年に対する教育等の措置ということで、第9条に記載しておりまして、教育指導に必要な支援、情報提供等を記載してございます。広報及び啓発については、第10条に記載しておりまして、暴力団排除気運の醸成のための広報啓発活動を実施するということが記載してございます。なお、本条例を実効性あるものにするため、今後、木古内警察署と速やかな情報提供、相互の連携強化及び支援体制の強化について、合意文書を締結する予定となっております。

それでは、議案の4ページに戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、平成25年7月1日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

建設工事等からの排除ということで、道条例では対応しかねないので、町の条例を設けるといふことでありますけれども、基本的に定義の第2条で暴力団員 法第2条第6号の規定する暴力団員をいうといふことでありますけれども、この法の中身といふのは、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

この法の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団とは、国の方で定めているものでありまして、今、ちょっと手元にはないんですが、要するに国が指定している暴力団、それに該当するものは、この暴力団に該当するといふ考え方でありまして。国が指定している暴力団です。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

国が指定しているのは分かりますけれども、北海道で例えば、公共事業に入ってくるとすれば、多分、北海道の可能性が高いんだろーと思っておりますけれども、北海道でその法に則って指定されている暴力団は、どこどこなのかといふことなんです。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 4時02分 ）

（ 再開 午後 4時02分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消します。会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

先ほどの説明の中で、間違いがありました。国が指定といふふう言いましたけれども、国ではなくて公安委員会の方でございます。それと、どこどこがこの定義している暴力団、または、暴力団員、関係事業者に該当するかといふのは、その都度、警察関係機関の方から一覧表をもらうのではなくて、申請が上がってきたときに、町から警察に照会をして、警察の方からこの事業者については、関係事業者ではないだとか、このところは暴力団員ではないといふ回答をいただいて、対応するといふことです。そのための情報提供を速やかにしていただくといふことで、合意文書も交わすといふことになってございますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

基本的には、公共事業から暴力団を閉め出すといふことなんでしょう。といふことになれば、一時、元請けがあつて、下請・2次、3次という可能性もあるわけで、どこまでこれを追求するんですか。2次、3次、末端までですか。

◎ 議長（伊藤政博）



総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

原則的には、今、議員おっしゃるとおりです。それで、この条例の中にも、町民及び事業者の責務というのを謳ってございますが、それらこの中に規定しておりまして、各事業者については、町が実施する施策に協力するように努めるものとするということで記載してございまして、町とすれば、そういう関係事業者そういう暴力団員につながるような事業者については、下請等を出さないように協力していただきたいという内容のものでございます。以上で終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

くどいようなんですけれども、要するにそのような下請業者を使わないようにということになれば、元請がそれを承知していなければだめだということなんです。あくまでも、先ほどでは、警察に照会して、警察が判断をするという認識でいたんですけども、元請もある程度の判断基準を設けておかないと、その下請業者というのは選別できないということになれば、その情報というのは、元請というのはどこから得るのですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。町の方で発注する工事につきましては、下請を出しているような場合、届け出、町の方に来ますので、その段階でまた警察の方に照会をかけて該当をするか否かの報告をいただくという形になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 1 2 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第 1 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 2 2、議案第 1 3 号、『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第13号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

次のページです。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

今回の一部変更の内容につきましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴うものであります。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第14号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議案第14号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のように変更する。

次のページであります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の変更の内容につきましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴う変更であります。

附則と致しまして、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わらせていた

だきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第15号 知内中学校スクールバスの購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第15号、『知内中学校スクールバスの購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

議案第15号、知内中学校スクールバスの購入についてご説明致します。

次のとおり、知内中学校スクールバスを購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、品名、知内中学校スクールバス。2、購入価格、1,842万7,500円。3、購入先、北海道函館市昭和3丁目32番地26号。三菱ふそう自動車販売株式会社。代表取締役、川島晃。4、納期、契約の日から平成26年1月15日までとなっております。

なお、概要につきましては、資料でご説明を致しますので、教育委員会予算説明資料見出し5の1ページをお開き願います。

購入車両の概要であります、大型スクールバスで55名乗の270馬力であり、入札月日につきましては、平成25年5月30日でございます。指名業者につきましては、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店、函館日野自動車株式会社、函館三菱ふそう自動車販売株式会社の3社であります。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ちょっと確認のために、これはスクールバスと言いながら、町民の皆さんに広く活用したいということの趣旨、前、説明があったと思うんですけども、そこでこれです、若い方々はいいんですけども、高齢者の方々が利用するための、高齢者にやさしいローステップとかそういう形の装備は何か付いているんですか。それとも、あくまでも、これだけなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

ご説明を致します。基本的には、子どもたちが利用するというので、補助基準等もございまして、おっしゃいました、高齢者に対する部分等については、改めて装置をしないということにしております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第16号 知内町土地開発公社の解散について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第16、『知内町土地開発公社の解散について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第16号、知内町土地開発公社の解散について。

知内町土地開発公社の設立における目的を達成したので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項及び知内町土地開発公社定款第25条第1項の規定に基づく解散の手続きをするため、議会の議決を求める。

内容につきまして、総務企画課資料で行いますので、19ページをお開きいただきたいと思います。総務企画課資料の19ページです。知内町土地開発公社の解散についてであります。1番目の解散理由であります。知内町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とするために、昭和48年7月7日に設立致しました。以来、公共用地等の計画的な取得に向けて、町と連携を図りながら業務を進め、公社設立以降、様々な事業の用地先行取得を行い、町の発展と振興に寄与してまいりました。こ

の度、当公社所有の土地については、元町定住団地を含め全て町へ譲渡処分しております。また、今後、大規模な公共用地の取得予定も見込まれないことから、公社を解散し、町議会の議決を経て、北海道知事に解散許可申請をしようとするものであります。

2番目と致しまして、残余財産及び処分方法であります。(1)残余財産、平成25年3月31日現在で預貯金、普通預金、定期預金に合わせまして、1,380万522円となっております。預入先は、そこに記載のとおりであります。土地建物等については、ございません。(2)と致しまして、処分方法、上記財産から清算終了までの間の必要経費を差し引いたものを残余財産とし、知内町土地開発公社定款第25条第2項の規定により、知内町へ引き渡すものとするということでありまして。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第26、議案第17号、『固定資産評価審査委員会委員の選任について』同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるということとさせていただきます。

3名の方が今、評価委員としておりますけれども、平成25年の6月30日に任期満了となります。そんなことから、3名の皆様方、再任をしたいということで、提案を申し上げます。

まず、1名の方でありますけれども、上磯郡知内町字重内4番地、岸本重三氏、生年月日は、昭和15年6月23日生まれであります。もう一方は、上磯郡知内町字元町257番地3、吉川光行氏、生年月日は、昭和11年11月11日生まれであります。もう一方は、上磯郡知内町字森越103番地99、西山忠氏、生年月日は昭和1

2年12月7日生まれであります。任期でありますけれども、平成25年7月1日から28年6月30日までの3カ年ということでもありますので、同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。  
これから議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。  
この採決は、1人ずつ起立によって行います。  
最初に岸本重三氏の選任について、お諮りします。  
本件はこれを同意することに賛成する方の起立を願います。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、本件は同意することに決定致しました。  
次に、吉川光行氏の選任について、お諮りします。  
本件はこれに同意することに賛成の起立を願います。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、本件は同意することに決定致しました。  
次に、西山忠氏の選任について、お諮りします。  
本件はこれを同意することに賛成の起立を願います。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、本件は同意することに決定致しました。

---

● 報告第1号 平成24年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第27、報告第1号、『平成24年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

報告第1号、平成24年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

次のページです。平成24年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書。

今回の繰越につきましては、6款農林水産業費の4事業につきましては、国の平成24年度追加補正予算にかかる事業であり、事業費全てを25年度に繰り越して実施

するものであります。また、11款災害復旧費の奥地林道尾刺建川線災害復旧事業費につきましても、事業費のうち地すべり災害にかかる工事費及び事務費として3,648万3千円を25年度に繰り越して実施するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

本件は報告事項であります。質疑があれば特に許したいと思いますが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、報告第1号はこれで終わります。

---

● 選挙第1号 知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第28、選挙第1号、『知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙』を行います。

本件について、事務局長より朗読させます。

◎ 議会事務局長（村上義久）

それでは、朗読します。選挙第1号、知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

平成25年6月27日をもって任期満了となる知内町選挙管理委員会委員及び補充員について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会の選挙を求める。

平成25年6月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

記、1、選挙すべき委員の数、4名。2、選挙すべき補充員の数、4名。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

朗読が終わりましたので、選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、岸本義男氏、立木澄子氏、輪島澄峯氏、嶋内純一氏、以上の方を指名致します。

お諮り致します。只今、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、只今、説明した4の方が選挙管理委員に当選

されました。

次に選挙管理委員補充員には、加藤義喜氏、橋本政勝氏、村上キク子氏、手塚春美氏、以上の方を指名します。

お諮り致します。只今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、只今指名した4人の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮りします。

補充員の順序は、只今、議長が示した順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、只今、議長が指名した順序に決定致しました。

---

## ● 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第29、意見書案第1号、『地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題にします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

### ◎ 5 番 (谷口康之)

意見書案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年6月24日提出。

提出議員、私、谷口康之、賛成議員は、吉田議員、山田議員、松井議員、泉議員、敦澤議員の方々です。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興・子育て・医療・介護などの社会保障・環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。



以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画・地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 地方財政計画・地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保・農林水産業の再興・環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画・地方交付税総額の拡大をはかること。
3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画・地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日 提出

北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、

「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など  
2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書  
の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第30、意見書案第2号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 5 番（谷口康之）

意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年6月24日提出。

提出議員並びに賛成議員は、同じですので、省略をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年に引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽減の予算が計上されましたが教育現場においては、給食費・修学旅行費・テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編制の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償・義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよ

う意見します。

#### 記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
3. 子どもたちや学校・地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日 提出

北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第31、意見書案第3号、『道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

#### ◎ 5番（谷口康之）

意見書案第3号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成25年6月24日提出。

提出議員並びに賛成議員は、前回と同じですので、省略をさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。更に、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

#### 記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日 提出

北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先 北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第32、意見書案第4号、『札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番(西山和夫)

意見書案第4号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について。地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成25年度6月24日提出。

提出議員、西山、賛成議員、山田、木村、松井、泉、吉田、森永各議員であります。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

北海道は、日本全体の約22%を占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況である。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいるが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかである。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実である。札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント(コンサート・スポーツ大会・文化活動等)に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いないものと考えている。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものと考えている。また、

道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村・空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりである。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、空港事務所・出張所、あるいは航空交通管制部における管制業務・施設の維持業務は、航空機の安全運航の一翼を担う業務である。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国4カ所に設置されている拠点官署のひとつであり、積雪地域に立地している唯一の官署である。また、札幌市に設置されていることから、道内出身者や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところである。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止にむけて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考える。また、将来、国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てくる。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

#### 記

1. 北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。
2. 広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日 提出

北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 平成25年度北海道地方最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第33、意見書案第5号、『平成25年度北海道地方最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顯君。

◎ 3番（山田 顯）

意見書案第5号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

平成25年度北海道地方最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成25年6月24日提出。提出議員、賛成議員、記載のとおりであります。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げが出来ていない現状であります。

昨年は、平成20年の答申により、「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、かい離が17円から30円に拡大したことから、関係者のご努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費とのかい離が解消されていません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとはいえません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっています。

については、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、生活保護費とのかい離の解消をはかること。
2. 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強

化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。

3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知をはかり安定した経営を可能とする対策をおこなうよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日 提出

北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、5件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

---

● 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第34、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として正副議長並びに議員が出張または派遣を要する諸行事・慶弔・会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定を致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しま



した。

---

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会に会議に付された事件は全て終了しました。  
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。議員各位の精力的な審議によって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。  
平成25年知内町議会定例会を閉会します。  
どうも大変、ご苦労様でした。

（ 閉会 午後 4時54分 ）